

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 28 年 10 月

鹿児島県人事委員会



人委第 130 号

平成28年10月6日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一 殿

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

鹿児島県人事委員会委員長 平 田 浩 和

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	1
第 1	職員の給与	1
第 2	民間の給与	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	3
第 4	生計費及び物価	4
第 5	職員と国家公務員との給与比較	4
第 6	人事院の報告及び勧告の概要	4
第 7	職員の給与の改定	5
第 8	人事管理・公務運営の改善	6
第 9	むすび	11
別紙第 2	勧 告	12

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 労働経済関係
- 5 人事院の報告及び勧告の概要

報 告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職員の給与

平成28年4月における職員給与の支給状況等について、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、海事職、教育職（一）、教育職（二）、教育職（三）及び公安職の10の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		23,111 人	5,494 人
平 均 年 齢		43.1 歳	43.9 歳
平 均 経 験 年 数		21.1 年	22.5 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	72.8 %	62.6 %
	短 大 卒	13.2 %	8.3 %
	高 校 卒	13.9 %	28.8 %
	中 学 卒	0.1 %	0.3 %
性 別 構 成 比	男	65.9 %	76.1 %
	女	34.1 %	23.9 %
平 均 扶 養 親 族 数		1.3 人	1.3 人
平 均 給 与	給 料	360,889 円	332,270 円
	扶 養 手 当	12,290 円	12,788 円
	住 居 手 当	7,692 円	5,728 円
	そ の 他	16,636 円	14,009 円
	合 計	397,507 円	364,795 円

(注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、再任用職員は含まない。
2 詳細は、参考資料第1表から第13表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の578事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された132事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,791人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を実地に調査するとともに、医療関係、教育関係等54職種の979人についても同様の調査を実施した。

また、給与改定の状況についても調査した。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.1% (昨年21.4%)、ベースアップを中止した事業所の割合は22.1% (同10.0%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4% (同0.4%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は83.6% (同82.5%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は17.5% (同40.1%)、減額となっている事業所の割合は21.2% (同1.5%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	31.1	22.1	0.4	46.4
課長級	27.0	25.8	0.0	47.2

その2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	86.7	83.6	17.5	21.2	44.9	3.1	13.3
課長級	86.3	83.7	18.0	21.2	44.5	2.6	13.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレース方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を786円（0.21%）下回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right]$
370,657円	369,871円	786円 (0.21%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額との4.29月分（昨年4.19月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数を上回っていた。

区 分		民間事業所の従業員
項 目		
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	335,724円
	上半期 (A2)	339,897円
特別給の支給額	下半期 (B1)	749,773円
	上半期 (B2)	700,348円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.23月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.06月分
年間の支給割合		4.29月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは平成28年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数は、4.20月である。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ176,850円、199,450円及び222,080円となっている。(参考資料第23表)

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では0.3%、鹿児島市では0.3%の減となっている。(参考資料第24表)

第5 職員と国家公務員との給与比較

平成27年地方公務員給与実態調査(総務省)によると、平成27年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数*は、国家公務員を100とした場合、97.0となっており、全国の都道府県の中では低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (平成27年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上102未満	19
98以上100未満	19
98未満	7

鹿児島県	97.0
------	------

都道府県平均指数	99.7
----------	------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は参考資料61ページ～64ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 本年の給与改定

(1) 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与を(2)のように取り扱う必要があると判断した。

なお、較差の解消に当たっては、これまで、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、人事院勧告の内容に準じて改定してきている。本年の較差は、昨年と同様、人事院勧告の内容に準じて改定するだけでは十分に解消されず、再び民間給与との較差が残ることになる。このような状況を踏まえ、給料表をはじめとする給与制度は国に準じることとした上で、他の都道府県の動向等も勘案し、以下のように取り扱うこととした。

(2) 改定すべき事項等

ア 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.20月）が民間の年間の支給割合（4.29月分）を下回っていることから、期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を4.30月に改定する必要がある。本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、来年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

エ その他の課題

職員の給与制度のあり方については、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国における見直しや他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜・適切に見直しを行う必要がある。

2 扶養手当の見直し

人事院は、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族に係る扶養手当額と同額まで減額することとし、また、我が国全体として少子化対策が推進されていること等に配慮すれば、配偶者に係る手当額の減額により生ずる原資を用いて、子に係る扶養手当額の引上げを行うこととする報告及び勧告を行った。

具体的には、配偶者及び父母等に係る手当額は6,500円（行政職俸給表（一）9級以上及びこれらに相当する職務の級の職員については支給せず、行政職俸給表（一）8級及びこれに相当する職務の級の職員については3,500円）とし、子に係る手当額は10,000円とするとされた。

本県においても、配偶者に係る手当をめぐる動向や少子化対策が推進されていること等を考慮し、また、職員の給与制度はこれまでも国に準じていることから、扶養手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

なお、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の取扱いについては、人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いや他の都道府県の動向等を考慮する必要がある。

第8 人事管理・公務運営の改善

1 多様な有為の人材確保

国においては、若年人口の減少や若者の就業意識の変化、民間企業等における

高い採用意欲等を背景に、国家公務員の人材確保は量的・質的に厳しい状況にある中、多様な有為の人材の確保のためには、人材確保活動と採用試験制度とが一体となって機能することが重要であるとしている。

本県においても、人材確保活動を効果的に推進していくためには、求める人材像や公務の魅力積極的に発信していくことが不可欠である。一方、採用試験制度は、これまでも民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験を実施するなど、多様な有為の人材の確保に努めているが、今後とも職員の採用を取り巻く諸情勢の変化を見極めながら、更なる改善に取り組む必要がある。

2 能力及び実績に基づく人事管理

地方公務員について、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることなどを内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されたところである。

本県においても、同法の改正内容を踏まえた新たな人事評価制度が導入され、各任命権者において実施されているが、評価の公正性や納得性の確保の観点から、評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努める必要がある。また、評価結果の人事管理への更なる活用については、今後とも、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要がある。

3 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においては様々な取組を進めてきたところであるが、依然として、職員の超過勤務が長時間に及ぶ所属も一部に見受けられる。

各任命権者においては、引き続き業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、超過勤務等の縮減のための指針を策定している任命権者にあっては同指針に基づく取組の推進に努める必要がある。

また、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、各職員の職務遂行能力や勤務実態の把握に努め、必要な業務指導や業務支

援、業務配分の見直しなどの業務管理を適時・適切に行うとともに、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

さらに、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

学校における教員の勤務時間については、管理監督職員において、各職員からの事前の申出や「教職員の健康管理のための出退時刻記録システム」等による出退時刻等の記録により、勤務の状況を把握する取組が行われている。また、任命権者においては、「学校の業務改善推進委員会」の開催など、学校現場における業務改善のための取組が始められている。今後とも、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の把握に努めるとともに、任命権者においては、各学校における勤務の実情把握に努め、適切な勤務環境の確保のための取組を進めていく必要がある。

(2) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実、休職者等の職場復帰支援など、様々な取組を進めてきたところである。

しかしながら、休職者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として高い水準で推移しており、各任命権者においては、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など、計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。

また、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるためには、管理監督職員においては、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努める必要があり、職員一人ひとりにおいても、正しい知識と理解を深め、セルフケアに取り組むことが重要であ

る。

なお、今年度から、労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）が実施される。職場における労働者の安全と健康の確保は事業者の責務であり、各任命権者においては、法及び制度の趣旨を十分に踏まえ、ストレスチェックを円滑に実施し、その結果を活用して、セルフケアの推奨や職場環境の改善等について更に取組を進めていく必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものである。

このため、各任命権者においては、指針等の策定や相談窓口の設置など、ハラスメントの発生防止や排除のための取組を進めてきたところである。また、平成29年1月1日に施行される「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正の趣旨を踏まえ、上司・同僚等による妊娠・出産、育児休業・介護休暇等の取得等を理由としたハラスメント（いわゆるマタニティ・ハラスメント等）についても、防止のために必要な措置を講じていく必要がある。

あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであるため、各任命権者においては、引き続き管理監督職員をはじめ職員への周知・啓発を図るとともに、職員一人ひとりがこうした行為を見過ごさずに向き合うことのできる職場環境の確保に努める必要がある。

(4) 女性の登用の拡大、仕事と生活の両立支援

県行政への女性の参画については、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題である。

本県においては、これまでも女性職員の登用の拡大に努めてきているが、昨年9月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や本

年3月に策定した同法に基づく「特定事業主行動計画」に基づき、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、近年、少子高齢化の進展に伴い、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう介護休業の分割取得や介護のための所定労働時間の短縮措置など民間労働法制の見直しが行われている。

このような中、人事院は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めるため、「国家公務員の育児休業等に関する法律」及び「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」の改正について、それぞれ意見の申出及び勧告を行うとともに、民間労働法制の見直しに合わせ所要の措置を講ずることとしている。

本県においても、今後関係法令の改正の動向や人事院及び他の都道府県の動向等を注視し、適切に対応する必要がある。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和を推進するため、年次有給休暇の取得についても「特定事業主行動計画」に掲げた目標に向けて、年間を通じた計画的・連続的使用をより一層促進するとともに、休暇を取得しやすい雰囲気醸成や環境整備づくりに引き続き積極的に取り組む必要がある。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」では、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっても、引き続き、希望者を再任用することにより対応するとともに、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むこととされた。

人事院においては、60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要と考えるが、当面は、各府省において希望者の再任用勤務が実現できるよう引き続き必要な取組や支援を行うとしている。

本県においては、定年制度は国に準じているところであるが、年金支給開始年齢の引上げを踏まえて雇用と年金の接続が円滑になされるよう、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の実情を踏まえ、適切に対応する必要がある。

また、人事院においては、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、成績率を改めることとされた。

再任用職員の給与制度はこれまでも国に準じており、人事院報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

第9 む す び

近年、行政需要は、複雑、多様化しており、職員にあっては県民の期待と信頼に応えるべく、日々業務に精励しているところであるが、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの向上により一層努めることが求められている。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、この報告及び勧告を行っている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の士気を高めるとともに、有為な人材の確保を可能にし、将来にわたって行政運営の安定を図るためにも重要である。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(4) 扶養手当

扶養手当の月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のAについては平成28年12月1日から、1の(2)のイ及び1の(4)については平成29年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

扶養手当の月額等の特例措置を人事院勧告の内容に準じて講ずること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,000	192,200	228,500	261,800	287,800	318,500	362,700	408,300	458,700
	2	143,100	194,000	230,100	263,700	290,000	320,700	365,300	410,700	461,900
	3	144,300	195,800	231,600	265,500	292,300	323,000	367,800	413,200	464,900
	4	145,400	197,600	233,200	267,600	294,400	325,200	370,400	415,600	467,900
	5	146,500	199,200	234,700	269,400	296,400	327,400	372,400	417,500	470,900
	6	147,600	201,000	236,400	271,300	298,700	329,400	374,900	419,800	473,900
	7	148,700	202,800	237,900	273,200	301,100	331,600	377,200	422,000	476,900
	8	149,800	204,600	239,500	275,300	303,300	333,800	379,700	424,200	480,000
	9	150,900	206,300	240,900	277,400	305,400	335,900	382,300	426,200	482,700
	10	152,300	208,100	242,400	279,400	307,700	338,100	385,000	428,300	485,800
	11	153,600	209,900	244,000	281,500	309,900	340,200	387,600	430,400	488,800
	12	154,900	211,700	245,400	283,500	312,200	342,500	390,300	432,500	491,900
	13	156,200	213,100	246,900	285,500	314,300	344,400	392,700	434,200	494,600
	14	157,700	214,900	248,400	287,600	316,400	346,400	395,000	436,000	496,900
	15	159,200	216,600	249,700	289,600	318,600	348,500	397,200	438,000	499,200
	16	160,800	218,400	251,100	291,600	320,700	350,500	399,600	440,000	501,600
	17	162,100	220,100	252,600	293,600	322,800	352,300	401,400	441,900	503,700
	18	163,600	221,900	254,300	295,600	324,800	354,300	403,400	443,700	505,100
	19	165,100	223,500	256,000	297,700	326,900	356,100	405,300	445,500	506,600
	20	166,600	225,100	257,800	299,700	328,900	358,000	407,100	447,200	508,000
	21	168,000	226,600	259,400	301,800	330,800	360,000	409,000	449,000	509,200
	22	170,700	228,300	261,300	303,900	332,900	361,900	410,800	450,500	510,600
	23	173,300	229,900	263,000	305,900	334,900	363,900	412,600	451,900	512,100
	24	175,900	231,500	264,700	308,000	337,000	365,800	414,500	453,400	513,600
	25	178,600	232,800	266,700	309,800	338,500	367,800	416,300	454,800	514,700
	26	180,300	234,300	268,600	311,900	340,400	369,700	417,800	456,100	515,800
	27	182,100	235,700	270,400	314,000	342,400	371,700	419,300	457,400	517,000
	28	183,800	237,000	272,200	316,000	344,300	373,700	420,900	458,600	518,200
	29	185,300	238,300	273,900	317,900	346,000	375,200	422,600	459,600	519,200
	30	187,100	239,500	275,800	319,900	347,900	377,000	423,900	460,300	520,100
	31	188,900	240,500	277,700	322,000	349,800	378,800	425,200	461,200	521,000
	32	190,600	241,700	279,400	324,100	351,600	380,400	426,400	461,900	521,900
	33	192,200	243,000	281,100	325,500	353,500	382,300	427,600	462,600	522,700
	34	193,700	244,200	283,000	327,500	355,300	383,700	428,900	463,400	523,600
	35	195,200	245,400	284,800	329,400	357,100	385,200	430,200	464,100	524,300
	36	196,700	246,700	286,700	331,500	358,800	386,800	431,400	464,700	524,800
	37	198,000	247,600	288,300	333,400	360,200	388,200	432,600	465,200	525,500
	38	199,300	249,000	290,000	335,300	361,500	389,400	433,400	465,800	526,100
	39	200,600	250,400	291,800	337,300	362,900	390,600	434,200	466,400	526,900
	40	201,900	251,900	293,600	339,200	364,300	391,700	435,000	467,000	527,500

	41	203,200	253,300	295,300	341,200	365,600	392,800	435,600	467,500	528,000
	42	204,500	254,700	297,000	343,100	366,500	394,000	436,300	468,000	
	43	205,800	256,100	298,600	344,900	367,600	395,200	437,000	468,400	
	44	207,100	257,400	300,200	346,800	368,700	396,300	437,700	468,700	
	45	208,300	258,600	302,000	348,300	369,500	397,000	438,500	469,000	
	46	209,600	259,900	303,700	349,700	370,400	397,700	439,300		
	47	210,900	261,400	305,300	351,200	371,300	398,400	439,700		
	48	212,200	262,700	307,000	352,700	372,200	399,100	440,400		
	49	213,300	264,000	308,100	354,300	373,100	399,700	440,900		
	50	214,400	265,100	309,600	355,100	373,900	400,300	441,300		
	51	215,400	266,400	311,100	356,300	374,700	400,800	441,700		
	52	216,500	267,700	312,700	357,300	375,500	401,200	442,100		
	53	217,600	268,700	314,300	358,200	376,200	401,600	442,500		
	54	218,600	269,800	315,900	359,300	376,900	401,900	442,900		
	55	219,500	271,100	317,500	360,200	377,600	402,200	443,300		
	56	220,600	272,400	319,000	361,300	378,300	402,500	443,600		
	57	221,200	273,500	320,500	362,200	378,800	402,800	443,900		
	58	222,100	274,500	321,700	362,900	379,400	403,100	444,300		
	59	222,900	275,500	322,900	363,600	380,000	403,400	444,600		
	60	223,800	276,600	324,100	364,300	380,700	403,700	444,900		
再任 用職 員以 外の 職員	61	224,500	277,800	324,800	364,700	381,200	404,000	445,200		
	62	225,500	278,800	325,700	365,300	381,900	404,300			
	63	226,300	279,700	326,500	366,000	382,500	404,600			
	64	227,200	280,700	327,300	366,700	383,100	404,900			
	65	227,900	281,400	328,200	367,000	383,500	405,200			
	66	228,700	282,300	328,600	367,700	384,100	405,500			
	67	229,600	283,000	329,300	368,400	384,700	405,800			
	68	230,700	283,900	330,100	369,100	385,300	406,100			
	69	231,400	284,900	330,900	369,400	385,700	406,300			
	70	232,100	285,700	331,600	370,000	386,200	406,600			
	71	232,700	286,500	332,300	370,700	386,700	406,900			
	72	233,500	287,300	333,000	371,300	387,300	407,200			
	73	234,300	288,100	333,500	371,600	387,600	407,400			
	74	235,000	288,600	334,100	372,200	388,000	407,700			
	75	235,700	289,000	334,600	372,900	388,400	408,000			
	76	236,300	289,500	335,200	373,500	388,800	408,200			
	77	237,000	289,600	335,500	373,900	389,100	408,400			
	78	237,800	290,000	336,000	374,400	389,400	408,700			
	79	238,600	290,200	336,400	375,000	389,700	409,000			
	80	239,300	290,600	336,900	375,500	390,000	409,200			
	81	240,000	290,800	337,300	376,000	390,200	409,400			
	82	240,700	291,000	337,800	376,600	390,500	409,700			
	83	241,400	291,400	338,300	377,100	390,800	410,000			
	84	242,100	291,700	338,800	377,400	391,000	410,200			
	85	242,700	292,000	339,100	377,800	391,200	410,400			
	86	243,400	292,300	339,500	378,300	391,500				
	87	244,100	292,600	340,000	378,700	391,800				
	88	244,800	293,000	340,400	379,100	392,000				
	89	245,500	293,300	340,700	379,500	392,200				
	90	246,000	293,700	341,200	380,000	392,500				
	91	246,400	294,000	341,700	380,400	392,800				
	92	246,900	294,400	342,100	380,800	393,000				
	93	247,200	294,500	342,300	381,200	393,200				
	94		294,700	342,700						
	95		295,100	343,200						
	96		295,500	343,600						

97		295,700	343,700							
98		296,000	344,200							
99		296,400	344,600							
100		296,800	344,900							
101		297,000	345,200							
102		297,300	345,600							
103		297,700	346,000							
104		298,000	346,400							
105		298,200	346,900							
106		298,500	347,300							
107		298,900	347,700							
108		299,200	348,100							
109		299,400	348,600							
110		299,800	349,000							
111		300,200	349,300							
112		300,500	349,600							
113		300,600	350,100							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員		187,400	214,900	255,000	274,500	289,600	315,100	356,900	390,100	441,300

- 備考1 この表は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。
- 3 この表は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,100	191,900	278,700	330,300	388,700
	2	143,200	194,500	281,100	332,500	391,600
	3	144,400	196,900	283,500	334,700	394,300
	4	145,500	199,300	285,900	336,700	397,100
	5	146,600	201,800	288,200	338,600	399,300
	6	147,900	204,100	290,400	340,700	402,000
	7	149,200	206,400	292,400	342,900	404,700
	8	150,500	208,600	294,400	344,900	407,400
	9	151,600	210,700	296,600	346,800	410,000
	10	153,300	213,000	299,200	348,800	412,600
	11	154,900	215,500	301,900	350,900	415,300
	12	156,500	217,800	304,700	352,900	418,100
	13	158,000	220,000	306,900	354,900	420,700
	14	159,900	222,500	309,500	356,800	423,500
	15	161,800	224,900	312,000	358,600	426,300
	16	163,800	227,300	314,800	360,500	429,000
	17	165,600	229,600	317,400	362,400	431,500
	18	167,800	232,400	319,600	364,300	434,100
	19	170,000	235,300	321,800	366,200	436,600
	20	172,100	238,200	323,900	368,200	439,200
	21	174,300	240,700	326,200	369,800	441,700
	22	176,700	243,400	328,200	371,800	444,300
	23	179,000	245,900	330,200	373,600	446,900
	24	181,400	248,600	332,200	375,500	449,400
	25	183,500	251,300	334,300	377,000	451,600
	26	185,700	253,700	336,200	378,700	453,900
	27	187,800	256,000	338,000	380,600	456,400
	28	189,900	258,200	339,900	382,600	458,900
	29	192,000	261,000	341,900	384,400	461,500
	30	193,800	263,200	343,600	386,300	464,000
	31	195,600	265,100	345,100	388,200	466,500
	32	197,300	267,200	346,800	390,100	469,000
	33	199,100	269,100	348,200	391,700	471,300
	34	201,000	271,100	349,600	393,500	473,700
	35	202,900	273,200	351,100	395,100	476,100
	36	204,800	275,100	352,600	396,900	478,600
	37	206,500	277,000	353,900	398,100	481,000
	38	208,400	278,500	355,300	399,600	483,500
	39	210,300	279,700	356,600	401,000	485,900
	40	212,200	281,200	358,000	402,400	488,400

	41	214,100	282,600	358,800	403,800	490,700
	42	216,000	283,600	359,900	405,100	492,900
	43	217,900	284,600	361,100	406,600	495,100
	44	219,800	285,600	362,200	408,200	497,300
	45	221,600	286,300	363,400	409,600	499,000
	46	223,500	287,500	364,600	410,800	500,500
	47	225,300	288,700	365,900	412,400	502,200
	48	227,100	289,900	367,000	414,000	503,700
	49	228,800	291,300	368,100	415,300	505,400
	50	230,600	292,600	369,400	416,700	506,800
	51	232,300	293,700	370,700	418,200	508,200
	52	234,000	294,800	372,000	419,600	509,700
	53	235,500	296,000	372,700	421,100	510,800
	54	237,300	297,200	373,700	422,500	512,000
	55	239,000	298,500	374,600	423,900	513,200
	56	240,600	299,600	375,600	425,300	514,400
	57	242,000	300,800	376,400	426,400	515,300
	58	243,200	301,900	377,200	427,700	516,300
	59	244,200	303,100	377,900	429,100	517,300
	60	245,300	304,300	378,600	430,400	518,300
再任用職員以外の職員	61	246,400	305,200	379,200	431,200	519,400
	62	247,500	306,300	379,900	432,100	520,300
	63	248,400	307,400	380,800	433,100	521,000
	64	249,500	308,500	381,800	434,000	521,700
	65	250,700	309,500	382,400	434,900	522,500
	66	251,800	310,600	383,200	435,700	523,300
	67	252,900	311,600	384,000	436,300	524,100
	68	253,800	312,600	384,800	437,100	524,900
	69	254,700	313,700	385,400	437,500	525,600
	70	256,100	314,700	386,100	438,100	526,400
	71	257,600	315,800	386,800	438,600	527,200
	72	259,000	316,900	387,500	439,100	528,000
	73	260,400	317,600	388,200	439,600	528,700
	74	261,900	318,600	388,800		
	75	263,300	319,700	389,400		
	76	264,400	320,800	390,100		
77	265,500	321,900	390,800			
78	266,700	322,900	391,400			
79	268,000	323,800	392,000			
80	269,100	324,700	392,600			
81	270,500	325,800	393,200			
82	271,800	326,600	393,800			
83	273,100	327,300	394,400			
84	274,300	328,100	395,000			
85	275,400	328,600	395,500			
86	276,500	329,100	396,000			
87	277,800	329,600	396,500			
88	279,000	330,100	397,200			
89	280,000	330,400	397,600			
90	281,200	330,900				
91	282,300	331,400				
92	283,500	331,900				
93	284,500	332,200				
94	285,500	332,600				
95	286,500	333,100				
96	287,500	333,600				

97	288,000	334,100			
98	288,900	334,600			
99	289,600	335,100			
100	290,500	335,600			
101	291,400	336,100			
102	292,100	336,600			
103	292,800	337,100			
104	293,500	337,600			
105	294,200	338,100			
106	294,700	338,500			
107	295,200	339,000			
108	295,700	339,400			
109	295,900	339,900			
110	296,300	340,300			
111	296,600	340,900			
112	296,900	341,300			
113	297,200	341,800			
114	297,500	342,200			
115	297,800	342,700			
116	298,100	343,100			
117	298,400	343,600			
118	298,800	344,000			
119	299,100	344,400			
120	299,500	344,800			
121	299,800	345,200			
再任用職員	217,200	258,500	283,400	325,900	384,600

- 備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,800	331,300	396,500	471,800
	2	248,300	334,300	399,400	474,100
	3	250,800	337,200	402,300	476,300
	4	253,300	340,200	405,100	478,600
	5	255,600	343,000	407,800	480,900
	6	259,400	346,300	410,500	483,100
	7	263,300	349,400	413,300	485,300
	8	267,100	352,500	416,000	487,500
	9	270,700	355,400	418,500	489,500
	10	274,700	358,300	421,300	491,600
	11	278,700	361,400	424,000	493,700
	12	282,700	364,600	426,700	495,800
	13	286,500	367,600	429,100	497,900
	14	290,500	371,200	431,600	500,000
	15	294,400	374,400	434,000	502,200
	16	298,300	378,100	436,500	504,300
	17	302,200	381,800	438,700	506,400
	18	305,800	384,500	441,100	508,400
	19	309,300	387,300	443,500	510,400
	20	312,900	390,000	445,900	512,400
	21	316,500	392,900	447,700	514,200
	22	320,200	395,500	450,100	516,000
	23	323,700	398,100	452,500	517,900
	24	327,200	400,500	454,800	519,800
	25	330,700	402,800	456,900	521,500
	26	333,500	405,100	459,200	523,300
	27	336,100	407,400	461,500	525,100
	28	338,700	409,700	463,800	526,900
	29	341,600	412,000	466,000	528,700
	30	343,700	414,100	468,300	530,500
	31	345,900	416,100	470,600	532,300
	32	348,300	418,200	472,800	534,100
	33	350,600	420,300	474,800	535,700
	34	353,000	422,300	476,900	537,500
	35	355,200	424,300	479,000	539,200
	36	357,700	426,300	481,100	541,000
	37	360,100	428,300	483,200	542,700
	38	362,500	430,300	485,000	544,300
	39	364,900	432,300	486,800	545,700
	40	367,100	434,300	488,600	547,300

	41	369,400	436,200	490,300	548,800
	42	370,800	438,000	492,100	550,200
	43	372,300	439,700	493,900	551,600
	44	373,700	441,500	495,700	552,900
	45	375,200	443,400	497,300	554,100
	46	376,600	445,200	499,000	555,100
	47	378,100	447,000	500,800	556,100
	48	379,600	448,700	502,700	557,100
	49	380,800	450,500	504,300	558,100
	50	381,900	452,200	505,600	559,000
	51	382,900	454,000	506,900	559,900
	52	383,800	455,800	508,200	560,800
	53	384,800	457,700	509,400	561,600
	54	385,700	458,900	510,700	562,500
	55	386,600	460,100	512,000	563,400
	56	387,500	461,400	513,300	564,300
	57	388,400	462,600	514,300	565,200
	58	389,300	463,600	515,100	566,100
	59	390,100	464,600	515,900	567,000
	60	390,900	465,600	516,700	567,700
再任 用職 員以 外の 職員	61	391,600	466,400	517,600	568,600
	62	392,100	467,100	518,400	569,500
	63	392,500	467,800	519,300	570,400
	64	393,000	468,500	520,100	571,300
	65	393,300	469,200	521,000	572,200
	66		469,900	521,900	
	67		470,600	522,600	
	68		471,300	523,500	
	69		471,700	524,400	
	70		472,400	525,200	
	71		473,100	526,100	
	72		473,800	527,000	
	73		474,200	527,800	
	74		474,800	528,700	
	75		475,500	529,600	
	76		476,200	530,300	
77		476,600	531,100		
78		477,200	532,000		
79		477,800	532,900		
80		478,300	533,800		
81		478,900	534,600		
82		479,400	535,500		
83		479,900	536,400		
84		480,400	537,300		
85		480,800	538,100		
86		481,400	539,000		
87		481,800	539,900		
88		482,300	540,800		
89		482,800	541,700		
90		483,400			
91		484,000			
92		484,400			
93		484,900			
94		485,500			
95		486,100			
96		486,700			

	97		487,200		
再任用職員		296,100	338,600	393,200	466,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,900	184,900	220,300	246,500	278,800	326,300	371,200
	2	148,300	186,500	222,000	247,900	280,800	328,300	373,900
	3	149,700	188,100	223,600	249,100	283,000	330,500	376,500
	4	151,100	189,700	225,200	250,500	285,100	332,700	379,200
	5	152,300	191,200	226,600	251,700	287,300	334,700	381,700
	6	154,100	192,800	228,200	252,900	289,400	336,900	384,400
	7	155,800	194,400	229,700	254,100	291,500	339,000	387,000
	8	157,500	195,900	231,300	255,200	293,600	341,300	389,700
	9	159,200	197,500	232,600	256,500	295,600	343,200	391,800
	10	160,900	199,200	234,100	257,500	297,800	345,300	394,100
	11	162,600	200,800	235,500	258,500	299,900	347,500	396,300
	12	164,400	202,500	236,700	259,500	302,200	349,600	398,500
	13	165,900	204,100	238,400	260,900	304,400	351,200	400,600
	14	167,800	205,700	239,800	262,400	306,300	353,200	402,600
	15	169,800	207,300	241,000	264,000	308,400	355,100	404,600
	16	171,700	208,900	242,400	265,500	310,400	357,100	406,700
	17	173,600	210,400	243,500	267,000	312,500	359,000	408,500
	18	175,500	212,000	244,700	268,800	314,500	361,000	410,500
	19	177,300	213,700	245,900	270,600	316,600	363,000	412,400
	20	179,200	215,400	247,100	272,400	318,700	365,000	414,500
	21	181,200	216,700	248,500	274,200	320,600	366,800	416,300
	22	182,700	218,200	249,500	276,000	322,600	368,800	417,900
	23	184,200	219,600	250,500	277,800	324,500	370,900	419,500
	24	185,700	221,200	251,600	279,500	326,500	373,000	421,100
	25	187,300	222,600	252,800	281,300	328,400	374,400	422,600
	26	188,800	224,000	254,200	283,200	330,300	376,200	423,900
	27	190,300	225,300	255,600	285,100	332,300	378,000	425,200
	28	191,700	226,600	257,100	286,900	334,300	379,700	426,500
	29	193,200	228,000	258,500	288,900	335,800	381,600	427,800
	30	194,500	229,400	260,200	290,700	337,600	383,100	429,000
	31	195,800	230,900	262,000	292,500	339,300	384,700	430,200
	32	197,100	232,300	263,600	294,400	341,200	386,400	431,300
	33	198,500	233,600	265,100	296,100	342,900	387,700	432,500
	34	199,900	234,900	266,900	297,800	344,700	389,000	433,700
	35	201,300	235,900	268,600	299,600	346,600	390,300	434,900
	36	202,700	237,200	270,300	301,500	348,400	391,500	436,100
	37	203,800	238,600	271,800	303,000	350,200	392,600	437,400
	38	205,100	239,900	273,500	304,700	351,900	393,800	438,200
	39	206,400	241,000	275,200	306,300	353,500	394,900	438,600
	40	207,700	242,300	276,800	307,900	355,200	396,000	439,300

	41	208,900	243,600	278,500	309,700	356,400	396,800	439,800
	42	210,100	244,800	280,100	311,400	357,500	397,600	440,200
	43	211,300	246,000	281,800	313,000	358,700	398,400	440,600
	44	212,500	247,100	283,500	314,700	359,900	399,200	441,000
	45	213,700	248,200	285,000	315,800	361,100	399,600	441,400
	46	214,800	249,600	286,700	317,200	361,900	400,200	441,800
	47	215,800	251,100	288,400	318,700	363,100	400,700	442,200
	48	216,900	252,500	290,000	320,300	364,200	401,100	442,500
	49	217,900	254,100	291,400	321,700	365,200	401,500	442,800
	50	218,900	255,500	293,000	323,000	366,200	401,800	443,200
	51	219,800	256,900	294,400	324,200	367,200	402,100	443,500
	52	220,900	258,200	296,000	325,500	368,200	402,400	443,800
	53	221,500	259,300	297,400	326,600	369,000	402,700	444,100
	54	222,400	260,800	298,900	327,600	369,800	403,000	
	55	223,100	262,200	300,300	328,700	370,700	403,300	
	56	224,100	263,500	301,900	329,700	371,600	403,600	
	57	224,800	264,500	303,100	330,200	372,100	403,900	
	58	225,700	265,800	304,300	331,100	372,900	404,200	
	59	226,400	267,100	305,500	331,900	373,700	404,500	
	60	227,200	268,400	306,900	332,800	374,500	404,900	
再任用職員以外の職員	61	228,100	269,300	308,200	333,600	374,900	405,100	
	62	228,900	270,500	309,400	333,900	375,600	405,400	
	63	229,800	271,800	310,700	334,500	376,300	405,700	
	64	230,900	273,100	311,900	335,200	377,000	406,000	
	65	231,500	274,100	313,300	335,800	377,400	406,200	
	66	232,300	275,200	314,100	336,500	378,000		
	67	233,100	276,200	314,900	337,200	378,700		
	68	233,900	277,300	315,700	337,900	379,300		
	69	234,600	278,400	316,300	338,600	379,700		
	70	235,300	279,400	317,000	339,100	380,200		
	71	236,000	280,500	317,700	339,700	380,700		
	72	236,600	281,600	318,300	340,300	381,300		
	73	237,300	282,400	319,000	340,600	381,900		
	74	238,100	283,100	319,200	341,300	382,400		
	75	238,900	283,600	319,800	341,800	383,000		
	76	239,600	284,400	320,400	342,400	383,600		
77	240,200	285,200	321,000	342,900	384,100			
78	240,800	285,800	321,500	343,400	384,600			
79	241,400	286,400	322,000	343,900	385,100			
80	242,000	287,000	322,500	344,300	385,600			
81	242,300	287,700	323,100	344,600	385,900			
82	242,700	288,200	323,600	344,900	386,400			
83	243,100	288,600	324,000	345,300	386,800			
84	243,500	289,000	324,500	345,600	387,200			
85	243,900	289,200	325,000	346,100	387,600			
86		289,400	325,400	346,400				
87		289,600	325,600	346,700				
88		289,800	326,000	347,000				
89		290,200	326,400	347,400				
90		290,400	326,800	347,700				
91		290,600	327,200	348,100				
92		290,800	327,600	348,400				
93		291,200	327,900	348,800				
94		291,400	328,100	349,100				
95		291,600	328,500	349,400				
96		291,900	328,800	349,700				

	97		292,300	329,000	350,000			
	98		292,600	329,300	350,400			
	99		292,800	329,600	350,800			
	100		293,100	329,900	351,200			
	101		293,400	330,100	351,700			
	102		293,600	330,400	352,100			
	103		293,800	330,800	352,500			
	104		294,100	331,000	352,900			
	105		294,400	331,100	353,400			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,400	215,000	243,300	256,700	282,000	322,800	365,100

- 備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,500	188,100	236,600	259,500	284,800	329,600
	2	161,900	190,200	238,400	260,500	286,600	331,700
	3	163,400	192,300	240,200	261,500	288,400	333,800
	4	164,800	194,300	242,000	262,600	290,300	336,000
	5	166,300	196,400	243,400	263,400	292,100	338,100
	6	167,800	198,700	244,700	264,400	293,900	340,200
	7	169,300	201,000	245,900	265,200	295,800	342,500
	8	170,800	203,300	247,200	266,200	297,600	344,600
	9	172,100	205,700	248,300	267,300	299,500	346,200
	10	173,800	207,100	249,400	268,100	301,500	348,200
	11	175,400	208,500	250,300	269,200	303,300	350,100
	12	177,000	209,900	251,200	270,400	305,200	352,100
	13	178,500	211,300	252,500	271,700	306,900	354,100
	14	180,600	212,800	253,600	273,000	308,500	356,200
	15	182,600	214,300	254,400	274,200	310,300	358,300
	16	184,600	215,500	255,400	275,700	312,100	360,300
	17	186,800	216,900	256,200	277,000	313,900	362,300
	18	188,900	218,400	257,100	278,400	315,500	364,300
	19	191,000	219,900	258,100	279,600	317,200	366,400
	20	193,100	221,500	259,000	281,000	318,900	368,500
	21	195,200	222,900	259,900	282,600	320,400	370,200
	22	197,400	224,600	261,000	284,200	321,900	372,300
	23	199,600	226,300	261,900	285,700	323,500	374,400
	24	201,800	228,000	262,900	287,100	325,000	376,400
	25	203,800	229,400	264,100	288,400	326,600	378,400
	26	205,100	231,100	265,400	290,200	328,000	380,000
	27	206,400	232,800	266,600	292,000	329,500	382,000
	28	207,700	234,500	267,900	293,700	331,100	383,900
	29	208,900	236,100	269,100	295,300	332,400	385,700
	30	210,100	237,500	270,600	296,900	333,900	387,400
	31	211,400	238,800	272,200	298,500	335,300	389,300
	32	212,600	239,900	273,600	300,200	336,800	391,100
	33	213,900	241,200	275,200	301,700	338,400	392,800
	34	215,200	242,300	276,700	303,200	339,900	394,500
	35	216,500	243,200	278,000	304,800	341,600	396,300
	36	217,800	244,300	279,300	306,400	343,100	398,000
	37	219,200	245,400	280,900	307,900	344,800	399,600
	38	220,700	246,500	282,300	309,300	346,400	401,300
	39	222,000	247,400	283,800	310,800	347,900	403,100
	40	223,400	248,500	285,200	312,400	349,500	404,900

	41	224,400	249,200	286,800	314,000	350,700	406,400
	42	225,800	250,100	288,300	315,400	352,200	407,900
	43	227,200	251,000	289,800	316,800	353,700	409,400
	44	228,600	251,900	291,400	318,300	355,100	410,700
	45	229,800	252,700	292,700	319,300	356,700	411,800
	46	231,200	253,700	294,100	320,700	357,700	412,900
	47	232,500	254,600	295,600	322,100	359,200	414,000
	48	233,800	255,600	297,100	323,600	360,500	415,200
	49	234,900	256,600	298,400	324,700	361,900	416,500
	50	236,000	257,800	299,700	326,100	363,300	417,600
	51	237,000	259,000	301,100	327,400	364,600	418,800
	52	238,100	260,200	302,500	328,700	366,000	419,900
	53	239,200	261,400	304,000	330,100	367,500	421,200
	54	240,300	262,900	305,300	331,500	368,700	422,200
	55	241,300	264,300	306,700	332,900	369,800	423,300
	56	242,300	265,700	308,100	334,200	371,000	424,400
	57	243,200	267,300	309,100	335,100	372,100	425,500
	58	244,200	268,900	310,300	336,400	373,000	426,000
	59	244,900	270,400	311,500	337,600	374,000	426,600
	60	245,900	271,900	312,900	338,900	375,000	427,000
再任用職員以外の職員	61	246,800	273,300	314,000	340,000	375,600	427,600
	62	247,800	274,800	315,300	341,000	376,400	428,100
	63	248,600	276,300	316,600	342,200	377,200	428,500
	64	249,600	277,600	317,800	343,500	378,000	429,000
	65	250,500	279,200	319,100	344,600	378,700	429,600
	66	251,500	280,700	320,400	345,800	379,400	430,000
	67	252,600	282,200	321,700	347,000	380,200	430,300
	68	253,500	283,700	323,000	348,100	381,000	430,600
	69	254,300	284,800	323,700	349,100	381,600	431,000
	70	255,400	286,300	324,800	350,100	382,200	
	71	256,500	287,800	325,900	351,200	382,900	
	72	257,700	289,200	326,800	352,300	383,500	
	73	259,100	290,400	328,100	353,100	384,200	
	74	260,400	291,800	328,800	354,200	384,700	
	75	261,800	293,100	329,900	355,300	385,300	
	76	263,000	294,400	331,100	356,400	385,800	
77	264,000	295,900	332,200	357,100	386,200		
78	265,100	297,200	333,400	357,900	386,800		
79	266,400	298,400	334,500	358,700	387,300		
80	267,600	299,700	335,700	359,400	387,600		
81	268,700	300,400	336,800	360,000	387,900		
82	269,700	301,700	337,900	360,500	388,400		
83	270,800	302,800	338,900	361,100	388,800		
84	271,900	304,000	340,000	361,600	389,100		
85	272,700	305,100	341,000	362,200	389,400		
86	273,600	306,300	342,000	362,700	389,900		
87	274,700	307,500	342,900	363,300	390,400		
88	275,800	308,600	343,900	363,800	390,800		
89	276,800	309,900	344,900	364,200	391,100		
90	277,700	311,100	345,700	364,600	391,500		
91	278,600	312,300	346,500	365,200	392,000		
92	279,600	313,500	347,300	365,700	392,400		
93	280,600	314,300	347,900	366,000	392,800		
94	281,600	315,000	348,500	366,500			
95	282,500	315,700	349,200	366,900			
96	283,500	316,300	349,800	367,200			

97	284,300	317,000	350,200	367,800
98	285,100	317,300	350,600	368,300
99	285,700	317,900	351,100	368,800
100	286,600	318,600	351,500	369,300
101	287,400	319,000	352,000	369,900
102	288,200	319,600	352,400	370,400
103	289,000	320,200	352,900	370,900
104	289,800	320,800	353,300	371,300
105	290,500	321,200	353,600	371,900
106	291,000	321,700	354,100	372,400
107	291,500	322,200	354,500	372,900
108	292,000	322,700	354,800	373,400
109	292,200	323,100	355,300	374,000
110	292,500	323,500	355,800	374,400
111	292,700	323,800	356,300	374,900
112	293,100	324,100	356,800	375,400
113	293,400	324,500	357,300	376,000
114	293,600	324,900	357,800	
115	294,000	325,300	358,300	
116	294,300	325,600	358,700	
117	294,600	325,800	359,100	
118	294,900	326,100	359,500	
119	295,200	326,500	360,000	
120	295,600	326,700	360,500	
121	295,900	326,900	360,900	
122	296,300	327,200	361,400	
123	296,600	327,500	361,900	
124	297,000	327,800	362,400	
125	297,200	328,000	362,700	
126	297,400	328,300		
127	297,700	328,700		
128	298,100	328,900		
129	298,300	329,000		
130	298,600	329,300		
131	299,000	329,700		
132	299,400	329,900		
133	299,600	330,200		
134	299,900	330,600		
135	300,300	331,000		
136	300,600	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,300	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		

149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員	234,900	255,200	262,500	272,700	289,000	326,200	

- 備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,500	170,300	224,200	268,400	317,500	354,600
	2	146,500	172,600	226,400	270,200	319,500	356,900
	3	147,600	175,100	228,400	272,000	321,600	359,100
	4	148,600	177,400	230,500	273,800	323,700	361,600
	5	149,600	179,800	232,500	275,100	325,900	363,800
	6	150,900	182,400	234,600	277,000	327,800	366,900
	7	152,200	184,800	236,700	278,800	329,400	370,100
	8	153,500	187,400	238,800	280,600	331,100	373,000
	9	154,600	189,600	241,000	282,100	332,700	375,900
	10	156,100	192,000	242,900	284,600	335,000	379,000
	11	157,700	194,400	244,800	286,800	337,300	382,200
	12	159,200	196,900	246,700	289,000	339,800	385,200
	13	160,500	199,400	248,600	291,600	342,000	388,100
	14	162,000	202,000	250,500	294,200	344,300	390,800
	15	163,500	204,700	252,300	296,400	346,600	393,600
	16	165,100	207,300	254,200	298,800	349,000	396,300
	17	166,500	209,700	255,900	301,200	351,400	399,100
	18	168,200	212,400	257,800	303,400	353,900	401,100
	19	169,900	215,100	259,700	305,600	356,300	403,100
	20	171,600	217,800	261,700	307,700	358,700	405,200
	21	173,200	220,400	263,200	309,700	361,100	406,900
	22	175,200	222,100	264,800	310,900	363,500	408,800
	23	177,100	223,700	266,300	312,000	365,700	410,700
	24	179,000	225,300	267,800	313,200	368,000	412,700
	25	180,800	226,800	269,300	314,500	370,300	414,300
	26	182,600	228,300	270,900	316,100	372,700	415,900
	27	184,400	229,800	272,300	317,600	375,100	417,700
	28	186,200	231,100	273,800	319,200	377,400	419,400
	29	187,800	232,700	275,200	320,500	379,500	420,500
	30	189,900	233,800	276,600	322,100	381,700	422,200
	31	192,000	234,900	278,000	323,700	383,900	423,700
	32	194,100	236,000	279,200	325,400	386,000	425,300
	33	196,000	237,200	280,200	327,000	387,900	426,900
	34	197,900	238,100	281,600	328,600	389,600	428,200
	35	199,800	239,000	282,700	329,900	391,300	429,500
	36	201,700	239,900	284,000	331,400	393,100	430,700
	37	203,500	240,600	285,000	332,900	394,800	431,900
	38	205,100	241,400	286,200	334,500	396,200	432,900
	39	206,700	242,200	287,000	336,100	397,700	433,900
	40	208,300	243,100	288,000	337,500	399,200	434,900

	41	209,700	244,100	289,100	339,000	399,900	435,300
	42	211,300	245,000	290,100	340,400	401,200	435,900
	43	212,900	245,900	291,000	342,000	402,400	436,600
	44	214,500	246,800	291,700	343,500	403,800	437,300
	45	215,900	247,600	292,600	344,900	405,200	437,900
	46	217,200	248,500	293,800	346,300	406,600	438,200
	47	218,400	249,300	294,900	347,700	408,000	438,800
	48	219,700	250,200	296,300	349,100	409,300	439,400
	49	221,200	250,600	297,700	350,200	410,600	439,800
	50	222,400	251,300	298,800	351,600	411,500	440,500
	51	223,600	251,900	299,900	353,000	412,400	441,200
	52	224,700	252,500	300,900	354,400	413,300	441,900
	53	226,000	252,700	302,000	355,800	413,500	442,500
	54	227,300	253,300	303,000	357,200	413,900	443,200
	55	228,500	253,700	304,100	358,500	414,400	443,900
	56	229,700	254,400	305,000	359,900	414,900	444,500
	57	230,800	254,700	306,200	360,700	415,300	444,900
	58	232,000	255,400	307,300	361,900	415,500	445,600
	59	233,200	255,800	308,400	363,000	416,100	446,300
	60	234,400	256,400	309,500	364,300	416,600	447,000
再任 用職 員以 外の 職員	61	235,600	257,000	310,200	365,400	417,000	447,400
	62	236,700	257,500	310,900	366,000	417,600	447,700
	63	237,600	258,000	311,700	366,500	418,200	448,000
	64	238,700	258,600	312,500	367,100	418,800	448,300
	65	239,300	259,000	313,000	367,500	419,400	448,500
	66	240,300	259,400	313,700	368,000	420,000	448,800
	67	241,100	259,600	314,300	368,500	420,500	449,100
	68	242,200	260,100	314,900	369,000	421,200	449,400
	69	243,000	260,400	315,700	369,200	421,800	449,600
	70	243,800			369,500	422,300	449,900
	71	244,500			369,900	422,900	450,200
	72	245,400			370,200	423,500	450,400
	73	246,200			370,700	424,000	450,600
	74	246,900			370,900	424,600	
	75	247,400			371,400	425,100	
	76	248,000			371,900	425,700	
77	248,300			372,300	426,200		
78	248,800			372,800	426,800		
79	249,400			373,300	427,500		
80	250,100			373,800	428,100		
81	250,500			374,300	428,400		
82	250,900			374,700	429,000		
83	251,100			375,200	429,700		
84	251,600			375,700	430,300		
85	251,900			376,100	430,700		
86				376,600	431,200		
87				377,000	431,900		
88				377,500	432,600		
89				378,000	432,800		
90				378,500			
91				379,000			
92				379,500			
93				379,800			
94				380,200			
95				380,700			
96				381,200			

	97				381,700		
	98				382,000		
	99				382,500		
	100				382,900		
	101				383,500		
再任用職員		214,800	220,000	250,100	279,600	320,400	349,300

- 備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。
- 2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。
- 3 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,200	273,300	320,800	405,100
	2	214,500	276,300	323,700	407,400
	3	216,700	279,100	326,800	409,800
	4	218,900	281,900	329,800	412,300
	5	221,100	284,800	333,000	414,700
	6	223,300	287,300	335,800	417,200
	7	225,500	289,500	338,400	419,600
	8	227,600	291,900	341,200	422,200
	9	229,900	294,600	344,200	424,000
	10	232,300	297,100	347,200	426,500
	11	234,700	299,500	350,300	428,900
	12	237,100	302,200	353,600	431,200
	13	239,400	304,600	356,500	432,800
	14	241,800	306,600	358,600	435,000
	15	244,200	308,700	360,900	437,200
	16	246,600	310,600	363,500	439,500
	17	248,700	312,800	366,000	441,800
	18	251,800	315,000	368,200	444,200
	19	254,900	317,000	370,500	446,500
	20	258,000	319,000	372,600	448,900
	21	261,000	321,100	374,700	451,000
	22	264,000	323,600	376,800	453,300
	23	266,900	326,200	378,900	455,700
	24	269,800	329,000	381,000	458,000
	25	272,600	331,100	382,700	460,000
	26	275,200	333,300	384,500	462,300
	27	277,700	335,500	386,400	464,400
	28	280,400	338,000	388,300	466,600
	29	283,300	340,400	390,200	468,700
	30	285,700	342,700	391,900	471,000
	31	287,900	344,800	393,600	473,200
	32	290,300	346,700	395,300	475,300
	33	292,800	348,900	397,100	477,200
	34	295,000	351,200	398,900	479,300
	35	297,500	353,500	400,500	481,600
	36	299,800	355,700	402,300	483,800
	37	302,400	357,600	403,500	485,900
	38	304,100	359,600	405,100	487,900
	39	305,800	361,700	406,700	489,800
	40	307,500	363,600	408,200	491,700

	41	309,400	365,500	409,400	493,700
	42	310,200	367,400	411,000	495,600
	43	311,100	369,200	412,500	497,300
	44	312,000	371,000	414,100	499,200
	45	312,900	373,000	415,500	501,100
	46	314,000	374,800	417,100	503,000
	47	314,900	376,400	418,500	504,800
	48	316,000	378,200	420,100	506,700
	49	317,000	379,900	421,600	508,400
	50	318,100	381,600	422,900	510,100
	51	319,000	383,400	424,200	511,900
	52	319,900	385,100	425,500	513,800
	53	321,100	386,300	426,200	515,400
	54	322,100	387,800	427,200	517,000
	55	323,200	389,200	428,100	518,700
	56	324,200	390,800	429,000	520,300
	57	325,200	392,200	429,900	521,900
	58	326,300	393,600	430,800	523,200
	59	327,400	394,900	431,700	524,500
	60	328,400	396,400	432,600	525,700
再任 用職 員以 外の 職員	61	329,400	397,700	433,500	526,900
	62	330,400	399,100	434,400	527,900
	63	331,500	400,600	435,400	528,900
	64	332,600	402,100	436,500	529,900
	65	333,500	403,100	437,400	530,500
	66	334,600	404,200	438,400	531,400
	67	335,400	405,200	439,400	532,300
	68	336,500	406,300	440,300	533,200
	69	337,300	407,300	441,300	534,100
	70	338,400	408,200	442,300	534,900
	71	339,400	409,000	443,200	535,600
	72	340,500	409,800	444,200	536,100
	73	341,100	410,600	445,200	536,800
	74	342,100	411,500	446,100	537,300
	75	343,100	412,300	447,000	538,100
	76	344,100	413,100	448,000	538,700
77	345,100	413,800	448,800	539,200	
78	346,100	414,200	449,300		
79	347,000	414,500	450,000		
80	347,900	414,800	450,600		
81	348,900	415,100	451,400		
82	349,900	415,400	452,100		
83	350,900	415,600	452,400		
84	351,900	415,900	453,000		
85	352,500	416,200	453,400		
86	353,100	416,500	453,700		
87	353,700	416,800	454,000		
88	354,300	417,100	454,300		
89	354,900	417,300	454,600		
90	355,300	417,600			
91	355,700	417,900			
92	356,200	418,200			
93	356,700	418,400			
94	357,100	418,700			
95	357,600	419,000			
96	358,100	419,300			

97	358,700	419,500		
98	359,200	419,800		
99	359,600	420,100		
100	360,100	420,300		
101	360,500	420,500		
102	361,000	420,800		
103	361,300	421,200		
104	361,800	421,400		
105	362,300	421,600		
106	362,700			
107	363,200			
108	363,700			
109	364,100			
110	364,600			
111	365,100			
112	365,500			
113	365,900			
114	366,300			
115	366,800			
116	367,200			
117	367,600			
118	368,000			
119	368,500			
120	368,900			
121	369,200			
122	369,600			
123	370,100			
124	370,400			
125	370,800			
126	371,300			
127	371,800			
128	372,200			
129	372,600			
再任用職員	282,700	293,700	315,700	399,900

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,600	200,000	329,000	417,100
	2	157,100	201,700	331,200	418,900
	3	158,600	203,400	333,500	420,700
	4	160,100	205,100	335,600	422,500
	5	161,800	206,900	337,900	424,000
	6	163,700	208,600	340,100	425,500
	7	165,500	210,300	342,500	427,400
	8	167,300	211,900	344,800	429,300
	9	169,100	213,700	346,700	431,100
	10	171,200	215,600	348,800	432,900
	11	173,200	217,500	351,000	434,800
	12	175,200	219,400	353,100	436,600
	13	177,200	221,200	355,200	438,300
	14	179,400	223,200	357,200	440,200
	15	181,700	225,200	359,200	442,000
	16	183,900	227,200	361,200	443,900
	17	186,200	229,100	363,000	445,600
	18	188,800	231,800	364,900	447,400
	19	191,300	234,500	366,900	449,200
	20	193,800	237,200	368,900	451,000
	21	196,300	239,800	370,600	452,600
	22	198,000	242,600	372,500	454,300
	23	199,700	245,200	374,400	456,200
	24	201,400	247,900	376,300	457,900
	25	202,900	250,400	377,700	459,600
	26	204,600	252,900	379,500	461,300
	27	206,300	255,400	381,400	462,900
	28	207,900	257,700	383,300	464,400
	29	209,400	260,400	385,200	465,900
	30	211,100	262,900	387,100	467,200
	31	212,800	265,100	389,000	468,500
	32	214,500	267,300	391,000	469,800
	33	216,100	269,500	392,700	471,000
	34	217,900	271,700	394,400	471,700
	35	219,700	273,900	396,000	472,400
	36	221,600	275,900	397,800	473,100
	37	223,200	278,200	399,000	473,700
	38	225,000	280,200	400,500	
	39	226,800	282,100	401,900	
	40	228,600	284,100	403,300	

	41	230,300	285,900	405,000
	42	232,000	288,300	406,400
	43	233,600	290,600	407,700
	44	235,200	293,100	409,200
	45	236,800	295,200	410,800
	46	238,200	297,700	412,100
	47	239,500	300,000	413,600
	48	240,700	302,800	415,200
	49	242,200	305,200	416,900
	50	243,700	307,600	418,300
	51	244,900	310,100	419,900
	52	246,400	312,400	421,500
	53	247,600	314,700	423,200
	54	248,800	316,900	424,700
	55	250,200	319,000	426,300
	56	251,300	321,200	427,900
	57	252,600	323,400	429,400
	58	253,700	325,500	430,900
	59	254,800	327,700	432,100
	60	256,000	329,700	433,300
再任 用職 員以 外の 職員	61	257,300	331,800	434,500
	62	258,600	333,900	435,800
	63	260,000	336,100	437,100
	64	261,300	338,300	438,300
	65	262,600	340,200	439,500
	66	264,100	342,500	440,700
	67	265,600	344,600	441,900
	68	267,300	346,800	443,100
	69	268,800	348,700	444,300
	70	270,200	350,600	445,500
	71	271,600	352,700	446,700
	72	273,000	354,700	447,900
	73	274,100	356,400	449,000
	74	275,500	358,300	449,600
	75	276,900	360,100	450,100
	76	278,100	362,000	450,600
	77	279,500	363,900	451,100
	78	280,700	365,600	
79	281,900	367,300		
80	283,100	368,900		
81	284,200	370,400		
82	285,400	371,900		
83	286,600	373,400		
84	287,800	374,800		
85	289,000	375,900		
86	290,100	377,300		
87	291,200	378,700		
88	292,400	380,000		
89	293,600	381,400		
90	294,700	382,700		
91	295,900	383,900		
92	297,100	385,200		
93	297,800	386,500		
94	298,800	387,600		
95	299,900	388,900		
96	301,200	390,100		

97	302, 200	391, 500
98	303, 300	392, 500
99	304, 300	393, 600
100	305, 400	394, 600
101	306, 300	395, 500
102	307, 400	396, 500
103	308, 500	397, 600
104	309, 500	398, 700
105	310, 100	399, 400
106	311, 000	400, 300
107	311, 800	401, 200
108	312, 600	402, 100
109	313, 500	402, 900
110	313, 900	403, 800
111	314, 300	404, 600
112	314, 800	405, 400
113	315, 400	406, 000
114	315, 800	406, 700
115	316, 300	407, 400
116	316, 800	408, 100
117	317, 400	408, 700
118	317, 900	409, 200
119	318, 300	409, 600
120	318, 800	410, 000
121	319, 300	410, 400
122	319, 700	410, 700
123	320, 200	411, 000
124	320, 700	411, 200
125	321, 300	411, 400
126	321, 600	411, 700
127	321, 900	412, 000
128	322, 200	412, 200
129	322, 400	412, 400
130	322, 700	412, 700
131	323, 000	413, 000
132	323, 300	413, 200
133	323, 500	413, 400
134	323, 700	413, 700
135	323, 900	414, 000
136	324, 200	414, 200
137	324, 500	414, 400
138	324, 700	414, 700
139	325, 000	415, 000
140	325, 300	415, 200
141	325, 500	415, 400
142	325, 700	415, 700
143	326, 000	416, 000
144	326, 200	416, 200
145	326, 500	416, 400
146	326, 700	
147	327, 000	
148	327, 300	

	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用職員		233,800	274,200	331,100	415,400

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,600	171,500	289,700	406,900
	2	157,100	173,600	292,300	408,400
	3	158,600	175,700	295,200	409,900
	4	160,100	177,900	297,700	411,400
	5	161,800	179,900	300,200	412,800
	6	163,700	182,200	302,700	414,200
	7	165,500	184,400	305,000	415,700
	8	167,300	186,600	307,400	417,300
	9	169,100	188,900	309,800	418,700
	10	171,200	191,700	312,400	420,100
	11	173,200	194,400	315,100	421,600
	12	175,200	197,100	318,000	422,900
	13	177,200	200,000	320,500	424,200
	14	179,400	201,700	322,500	425,600
	15	181,700	203,400	324,500	427,000
	16	183,900	205,100	326,800	428,400
	17	186,200	206,900	329,000	429,600
	18	188,800	208,600	331,200	430,900
	19	191,300	210,300	333,500	432,100
	20	193,800	211,900	335,600	433,400
	21	196,300	213,700	337,900	434,500
	22	198,000	215,600	340,100	435,700
	23	199,700	217,500	342,500	437,000
	24	201,400	219,400	344,800	438,300
	25	202,900	221,200	346,700	439,600
	26	204,500	223,200	348,500	440,800
	27	206,100	225,200	350,400	441,800
	28	207,600	227,200	352,300	442,900
	29	209,300	229,100	354,100	444,100
	30	211,000	231,800	355,900	444,900
	31	212,700	234,500	357,600	445,700
	32	214,400	237,200	359,500	446,600
	33	215,900	239,800	361,100	447,500
	34	217,600	242,600	362,800	448,000
	35	219,300	245,200	364,500	448,500
	36	221,100	247,900	366,300	449,000
	37	222,600	250,400	368,200	449,500
	38	224,300	252,900	369,700	
	39	226,000	255,400	371,200	
	40	227,700	257,700	372,800	

	41	229,300	260,400	374,000
	42	231,000	262,900	375,400
	43	232,600	265,100	376,800
	44	234,200	267,300	378,300
	45	235,900	269,500	379,800
	46	237,400	271,700	381,500
	47	238,800	273,900	383,100
	48	240,200	275,900	384,600
	49	241,600	278,200	386,000
	50	243,000	280,200	387,500
	51	244,500	282,100	389,000
	52	245,700	284,100	390,400
	53	246,800	285,900	391,600
	54	248,200	288,300	392,900
	55	249,400	290,600	394,000
	56	250,600	293,100	395,100
	57	251,800	295,200	396,500
	58	253,000	297,700	397,700
	59	254,100	300,000	398,900
	60	255,300	302,800	400,200
再任 用職 員以 外の 職員	61	256,700	305,200	401,400
	62	257,900	307,600	402,400
	63	259,100	310,100	403,800
	64	260,000	312,400	405,100
	65	261,100	314,700	406,300
	66	262,500	316,900	407,400
	67	263,900	319,000	408,600
	68	265,400	321,200	409,700
	69	267,000	323,400	410,700
	70	268,500	325,500	411,900
	71	270,000	327,700	413,100
	72	271,400	329,700	414,300
	73	272,500	331,800	414,900
	74	273,700	333,900	415,700
	75	275,000	336,100	416,400
	76	276,200	338,300	416,900
	77	277,600	340,100	417,200
	78	278,700	342,100	417,600
79	279,900	344,000	418,000	
80	281,100	345,800	418,400	
81	282,300	347,600	418,700	
82	283,200	349,400	419,100	
83	284,400	351,000	419,500	
84	285,600	352,800	419,800	
85	286,600	354,100	420,100	
86	287,500	355,700	420,500	
87	288,400	357,200	420,900	
88	289,400	358,700	421,300	
89	290,500	360,100	421,600	
90	291,400	361,400	421,900	
91	292,300	362,800	422,200	
92	293,200	364,200	422,400	
93	293,600	365,700	422,600	
94	294,300	367,000		
95	295,000	368,300		
96	295,800	369,500		

97	296,600	370,500
98	297,400	371,500
99	298,200	372,500
100	298,900	373,500
101	299,800	374,400
102	300,300	375,400
103	300,900	376,400
104	301,400	377,400
105	301,600	378,200
106	302,000	379,100
107	302,300	380,000
108	302,500	381,100
109	302,700	381,900
110	302,900	382,900
111	303,200	383,900
112	303,500	384,900
113	303,700	385,500
114	303,900	386,400
115	304,100	387,300
116	304,400	388,200
117	304,700	389,000
118	305,000	389,700
119	305,300	390,500
120	305,600	391,300
121	305,700	391,900
122	305,900	392,700
123	306,200	393,400
124	306,500	394,100
125	306,700	394,700
126		395,400
127		395,900
128		396,500
129		397,200
130		397,800
131		398,300
132		398,800
133		399,100
134		399,400
135		399,700
136		400,000
137		400,300
138		400,600
139		400,900
140		401,200
141		401,500
142		401,800
143		402,100
144		402,400
145		402,600
146		402,900
147		403,200
148		403,400

	149		403,600		
	150		403,900		
	151		404,200		
	152		404,400		
	153		404,600		
	154		404,900		
	155		405,200		
	156		405,400		
	157		405,600		
再任用職員		225,000	271,000	324,400	405,400

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	181,100	207,600	247,700	291,500	318,100	346,800	381,700	423,100
	2	167,000	182,900	209,600	249,500	293,500	320,300	349,000	383,900	424,900
	3	168,800	184,700	211,600	251,300	295,600	322,600	351,300	386,000	426,800
	4	170,500	186,500	213,600	253,100	297,900	324,700	353,500	388,100	428,700
	5	172,000	188,400	215,600	254,800	299,700	327,000	355,500	389,900	430,100
	6	173,900	190,700	217,600	256,600	302,000	329,200	357,600	391,900	431,800
	7	175,700	193,000	219,600	258,200	304,100	331,500	359,800	393,700	433,400
	8	177,600	195,300	221,600	259,900	306,300	333,700	362,000	395,500	434,900
	9	179,300	197,500	223,700	261,400	308,300	335,600	363,900	397,300	436,500
	10	181,100	200,100	225,500	263,000	310,500	337,900	366,100	399,300	438,200
	11	182,800	202,600	227,300	264,300	312,800	340,100	368,200	401,300	439,800
	12	184,500	205,100	229,100	265,600	314,900	342,500	370,400	403,400	441,400
	13	186,400	207,400	231,000	267,200	317,000	344,500	372,400	405,100	442,500
	14	188,500	209,200	232,900	268,600	319,300	346,600	374,500	407,200	444,100
	15	190,600	211,000	234,800	269,700	321,500	348,800	376,700	409,200	445,900
	16	192,700	212,800	236,700	271,000	323,700	350,900	378,800	411,300	447,700
	17	194,900	214,700	238,300	272,000	325,600	353,100	380,500	413,000	449,300
	18	197,300	216,600	240,100	273,400	327,900	355,100	382,600	414,700	451,100
	19	199,700	218,500	241,900	274,800	330,000	357,200	384,500	416,400	452,900
	20	202,100	220,300	243,700	276,200	332,300	359,300	386,500	418,000	454,600
	21	204,600	222,100	245,300	277,500	334,300	361,200	388,300	419,700	456,200
	22	206,400	223,900	246,700	278,900	336,300	363,200	390,400	421,400	457,900
	23	208,200	225,700	247,900	280,200	338,400	365,200	392,500	422,800	459,500
	24	210,000	227,500	249,200	281,700	340,400	367,300	394,500	424,300	461,400
	25	211,900	229,200	250,500	282,900	342,500	369,100	396,200	425,600	462,900
	26	213,700	230,900	251,800	284,800	344,600	371,100	398,200	427,000	464,300
	27	215,500	232,600	253,100	286,800	346,600	373,100	400,300	428,500	465,800
	28	217,200	234,300	254,300	288,800	348,600	375,100	402,400	430,100	467,100
	29	219,100	235,700	255,500	290,700	350,600	377,000	403,900	431,400	468,300
	30	221,000	237,500	256,600	292,700	352,700	379,100	405,700	433,100	469,000
	31	222,800	239,300	257,900	294,500	354,700	381,300	407,400	434,800	469,700
	32	224,600	241,100	259,000	296,400	356,800	383,300	409,100	436,400	470,400
	33	226,300	242,500	259,700	298,200	358,400	385,200	410,800	437,800	470,900
	34	228,000	244,000	261,000	300,000	360,400	387,300	412,300	439,500	471,700
	35	229,700	245,300	262,100	302,000	362,300	389,400	413,900	441,200	472,400
	36	231,400	246,700	263,300	303,800	364,400	391,300	415,400	442,800	473,000
	37	232,800	248,000	264,200	305,600	366,300	393,000	416,700	444,200	473,300
	38	234,600	249,300	265,400	307,500	368,400	394,500	418,200	444,900	473,900
	39	236,400	250,500	266,400	309,400	370,400	395,800	419,700	445,600	474,400
	40	238,200	251,700	267,400	311,100	372,400	397,200	421,300	446,300	474,900

	41	239,600	252,900	268,600	313,000	374,400	398,400	422,800	446,700	475,400
	42	241,000	254,100	270,000	314,800	376,500	399,500	424,100	447,300	475,800
	43	242,300	255,200	271,300	316,700	378,600	400,500	425,400	448,000	476,200
	44	243,500	256,300	272,500	318,600	380,600	401,500	426,600	448,600	476,600
	45	244,800	257,200	273,600	320,300	382,400	402,700	427,600	449,400	476,900
	46	245,900	258,300	275,100	322,200	384,100	403,900	428,300	450,100	
	47	246,900	259,400	276,600	324,100	385,700	405,000	429,100	450,600	
	48	247,800	260,700	278,200	325,900	387,400	406,200	429,900	451,100	
	49	248,700	261,600	280,000	327,500	388,800	407,500	430,400	451,600	
	50	249,800	262,800	281,700	329,100	389,800	408,300	430,800	451,900	
	51	251,000	263,800	283,400	330,600	390,800	409,100	431,200	452,200	
	52	252,100	264,900	284,900	332,300	391,800	409,800	431,500	452,600	
	53	252,900	266,100	286,400	333,900	393,100	410,300	431,800	453,000	
	54	254,100	267,100	288,200	335,600	394,200	411,000	432,200	453,200	
	55	255,000	268,500	289,900	337,400	395,300	411,700	432,500	453,500	
	56	256,200	269,700	291,600	339,200	396,500	412,300	432,800	453,700	
	57	257,200	270,700	293,200	340,300	397,800	413,000	433,100	454,100	
	58	258,200	272,300	294,900	342,100	398,600	413,400	433,400	454,300	
	59	259,000	273,700	296,700	343,700	399,400	414,000	433,700	454,500	
	60	260,000	275,300	298,500	345,300	400,100	414,600	434,000	454,700	
再任 用職 員以 外の 職員	61	261,200	276,900	299,900	346,900	400,600	415,000	434,300	455,100	
	62	262,200	278,500	301,800	348,600	401,300	415,600	434,600		
	63	263,300	280,100	303,600	350,300	402,000	416,100	434,900		
	64	264,200	281,600	305,300	352,000	402,700	416,600	435,200		
	65	265,300	283,100	306,800	353,600	403,000	417,100	435,500		
	66	266,500	284,500	308,500	355,200	403,700	417,700	435,800		
	67	267,700	286,000	310,000	356,800	404,400	418,100	436,100		
	68	269,000	287,400	311,700	358,400	405,000	418,600	436,400		
	69	270,200	289,000	313,200	359,600	405,400	419,000	436,600		
	70	271,600	290,500	314,600	361,000	405,900	419,300	436,900		
	71	273,000	292,100	316,100	362,300	406,500	419,600	437,200		
	72	274,300	293,700	317,600	363,700	407,000	419,900	437,500		
	73	275,600	294,900	318,500	364,900	407,500	420,200	437,700		
	74	277,000	296,300	320,100	366,100	407,900	420,500	438,000		
	75	278,400	297,800	321,600	367,400	408,400	420,800	438,300		
	76	279,600	299,300	323,300	368,700	408,900	421,200	438,600		
77	280,800	300,400	325,100	370,000	409,400	421,400	438,800			
78	282,000	302,000	326,800	371,200	409,900	421,700	439,100			
79	283,200	303,300	328,400	372,400	410,500	422,000	439,400			
80	284,300	304,800	330,000	373,600	411,000	422,300	439,700			
81	285,400	306,200	331,700	374,800	411,400	422,500	439,900			
82	286,600	307,600	333,400	376,000	412,000	422,800	440,200			
83	287,900	308,900	335,000	377,100	412,500	423,100	440,500			
84	289,200	310,300	336,700	378,300	412,700	423,300	440,800			
85	290,400	311,400	338,100	379,400	413,000	423,500	441,000			
86	291,600	312,900	339,600	380,000	413,500	423,800				
87	292,700	314,200	341,200	380,500	413,800	424,100				
88	293,900	315,700	342,700	381,200	414,100	424,300				
89	295,000	317,200	344,000	381,800	414,400	424,500				
90	296,200	318,700	345,200	382,400	414,800	424,800				
91	297,300	320,100	346,500	383,000	415,200	425,100				
92	298,500	321,600	347,800	383,600	415,600	425,300				
93	299,200	322,900	349,200	383,900	415,900	425,500				
94	300,500	324,200	350,700	384,400						
95	301,700	325,600	352,200	385,000						
96	303,000	326,900	353,700	385,500						

97	304,100	328,100	355,000	385,900					
98	305,300	329,400	356,200	386,300					
99	306,500	330,700	357,300	386,900					
100	307,700	332,000	358,500	387,400					
101	308,900	333,400	359,600	387,800					
102	309,900	334,300	360,700	388,300					
103	311,000	335,400	361,800	388,900					
104	312,000	336,600	363,000	389,400					
105	312,800	337,700	364,200	389,700					
106	313,400	338,800	364,700	390,100					
107	314,000	339,800	365,300	390,600					
108	314,700	341,000	365,900	390,900					
109	315,200	342,200	366,500	391,200					
110	315,700	343,200	367,000	391,700					
111	316,200	344,200	367,500	392,200					
112	316,800	345,100	368,000	392,700					
113	317,600	346,000	368,400	393,000					
114	318,300	346,900	368,800	393,500					
115	319,000	347,900	369,400	394,000					
116	319,700	348,900	369,900	394,500					
117	320,300	349,900	370,300	394,800					
118	321,100	350,400	370,800	395,300					
119	321,800	351,000	371,400	395,800					
120	322,600	351,600	371,900	396,300					
121	323,200	351,900	372,000	396,700					
122	323,500	352,300	372,600	397,200					
123	324,000	352,800	373,100	397,600					
124	324,500	353,200	373,500	398,100					
125	324,800	353,600	374,000	398,500					
126		354,000	374,500						
127		354,500	375,000						
128		354,900	375,500						
129		355,300	375,800						
130		355,700	376,300						
131		356,100	376,800						
132		356,500	377,300						
133		356,700	377,600						
134		357,200	378,100						
135		357,600	378,500						
136		357,900	378,900						
137		358,200	379,200						
138		358,600	379,700						
139		359,100	380,200						
140		359,600	380,700						
141		359,900	381,100						
142		360,400							
143		360,900							
144		361,400							
145		361,700							
再任用職員	241,300	253,000	257,100	288,500	305,100	319,200	342,900	378,000	409,700

備考 この表は、警察官に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	372,900
2	421,100
3	472,200
4	533,300
5	608,500
6	710,800
7	831,100

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	395,000
2	455,100
3	516,300
4	596,500
5	693,700
6	792,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	328,800
2	364,900
3	393,000

参 考 资 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果

平成28年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 年齢階層別人員構成比（平成28年と平成18年の比較）全職員	39

2 職種別民間給与実態調査結果

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	40
第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第17表 県内民間における初任給の改定状況	52
第18表 県内民間における定期昇給制度の状況	52
第19表 県内民間における家族手当の支給状況	53
第20表 県内民間における住宅手当の支給状況	54
第21表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	54
第22表 県内民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	55

3 生計費関係

平成28年4月の標準生計費算定方法	56
第23表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費 （参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	57

4 労働経済関係

第24表 労働経済指標	58
-------------	----

5 人事院の報告及び勧告の概要

61

1 職員給与実態調査結果

平成28年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成28年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

平成28年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員及び特別職の職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

- ア 臨時的任用職員
- イ 在籍専従休職中の職員
- ウ 無給出向中の職員
- エ 無給派遣中の職員
- オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

平成28年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人員	構成比	平均年齢	平均経験年数
全給料表	23,111人	100.0%	43.1歳	21.1年
行政職給料表	5,494	23.8	43.9	22.5
研究職給料表	262	1.1	44.9	22.2
医療職給料表（一）	38	0.2	43.1	17.9
医療職給料表（二）	302	1.3	43.5	19.7
医療職給料表（三）	127	0.5	42.3	20.1
海事職給料表	64	0.3	43.8	22.9
教育職給料表（一）	43	0.2	48.5	23.7
教育職給料表（二）	3,561	15.4	43.2	20.4
教育職給料表（三）	10,194	44.1	44.3	21.9
公安職給料表	3,026	13.1	37.5	16.8

- (注) 1 「医療職給料表(二)」には，鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む。（以下，各表について同じ。）
- 2 「医療職給料表(三)」には，鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む。（以下，各表について同じ。）
- 3 再任用職員は含まれていない。（以下，第12表を除き，第13表まで同じ。）
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0) 23,111	(72.8) 16,816	(13.2) 3,059	(13.9) 3,215	(0.1) 21	(65.9) 15,222	(34.1) 7,889
行政職給料表	(100.0) 5,494	(62.6) 3,438	(8.3) 454	(28.8) 1,585	(0.3) 17	(76.1) 4,182	(23.9) 1,312
研究職給料表	(100.0) 262	(98.9) 259	(0.8) 2	(0.4) 1	(-) -	(88.5) 232	(11.5) 30
医療職給料表（一）	(100.0) 38	(100.0) 38	(-) -	(-) -	(-) -	(89.5) 34	(10.5) 4
医療職給料表（二）	(100.0) 302	(89.7) 271	(10.3) 31	(-) -	(-) -	(68.5) 207	(31.5) 95
医療職給料表（三）	(100.0) 127	(93.7) 119	(6.3) 8	(-) -	(-) -	(1.6) 2	(98.4) 125
海事職給料表	(100.0) 64	(12.5) 8	(26.6) 17	(54.7) 35	(6.3) 4	(100.0) 64	(-) -
教育職給料表（一）	(100.0) 43	(97.7) 42	(2.3) 1	(-) -	(-) -	(62.8) 27	(37.2) 16
教育職給料表（二）	(100.0) 3,561	(90.7) 3,231	(7.6) 271	(1.7) 59	(-) -	(62.5) 2,224	(37.5) 1,337
教育職給料表（三）	(100.0) 10,194	(77.7) 7,924	(22.3) 2,269	(0.0) 1	(-) -	(53.4) 5,440	(46.6) 4,754
公安職給料表	(100.0) 3,026	(49.1) 1,486	(0.2) 6	(50.7) 1,534	(-) -	(92.9) 2,810	(7.1) 216

(注) 1 ()内の数字は，構成比(%)である。

2 学歴区分は，給与決定上の学歴である。(以下，第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
給料	円 332,270	円 336,414	円 360,889	円 362,533
扶養手当	12,788	13,396	12,290	12,506
住居手当	5,728	5,502	7,692	7,632
その他	14,009	13,243	16,636	15,920
合計 (平均給与月額)	364,795	368,555	397,507	398,591

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。
2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特地勤務手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,561	人 2,193	人 1,259	人 109
2人	4,011	2,165	3,960	62
3人	3,705	2,980	3,698	45
4人	1,410	1,337	1,410	28
5人	184	177	184	17
6人以上	23	22	23	4
計	12,894	8,874	10,534	265

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.3人、行政職給料表適用職員1人当たり1.3人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,028円（平均扶養親族数は2.3人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,106 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	34	0.5
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	3,452	48.6
手当月額27,000円の受給者	3,620	50.9
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,860 ^円	

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	87 ^人	12,845 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	16,484 ^人	(100.0) [%]
交通機関等のみを利用する者	519	(3.1) 2.2
交通用具のみを使用する者	15,662	(95.0) 67.8
交通機関等と交通用具を併用する者	303	(1.8) 1.3
非 受 給 者	6,627	28.7
総 職 員	23,111	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	12,593 ^円	

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区 分 部 局		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	
各部局における代表的な職	知事部局	部 長	次 長	課 長				
	教育部局			校 長 特大規模校	校 長 大規模校	校 長 大規模校	教 頭 大規模校 事務長 課長級	教 頭 事務長 課長補佐級
	公安部局		部 長 大規模 警察署長	課 長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数		人 31	人 89	人 537	人 84	人 799	人 734	人 2,274

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 55,775
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

区 分	地域手当									
	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人 員	人 23,111	人 30	人 12	人 0	人 0	人 4	人 3	人 1	人 30	人 23,031
構 成 比	% 100.0	% 0.1	% 0.1	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.1	% 99.7
平均手当月額	円 244	円 66,705	円 63,041	円 —	円 —	円 42,770	円 18,290	円 7,752	円 86,510	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 573	人 244	人 94	人 6	人 227	人 92

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 73	人 14	人 9	人 1	人 0	人 1,333

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 44,416
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		13	2						
2		2							
3		4							
4		5	10						
5	15	88	14						
6		5	6						
7		3	2			1			1
8	2	9	8						
9	2	87	37						1
10	2	5	5						1
11		9	7						3
12		1	8						
13	10	53	45						5
14	1	3	7						2
15	9	8	3						
16	16	6	6						
17	3	51	33						
18		4	7						
19	2	12	7						
20	18	8	3					7	
21	4	16	27					3	
22	4	16	16						
23	35	3	7					4	
24	15	2	10					2	
25	47	6	11	1				3	
26	40	2	21			1		4	1
27	16	1	21			1		7	
28	45		7	1				1	
29	9	1	8	5				2	
30	25		15	1				2	
31	10		19	2				1	
32	25		35					3	
33	10		16	2				3	
34		1	21	3				1	
35	8		13					6	
36	1	2	23	1				4	
37	3	1	15	1				1	
38	3		16	7					
39			34	7				2	
40			28	3				4	
41	2		29	2				3	
42	1	1	16	9					
43	1		37	7				1	
44			25	9					
45	1		22	11					
46	1		13	21		1			
47	1		36	14		1	1		
48			36	20					
49	2		37	24					
50			27	19	1	19			
51	1		26	8		113			
52			43	26		15			
53			31	43		1			
54			28	32		6			
55			24	18		45			
56			37	33		1			
57	2		31	46		3			
58			47	16		2			
59			29	36		9			
60			36	18	1	4			
61			20	15					
62			29	14		3			
63			16	25		9			
64			22	6		3			
65			37	9	1	25			
66			19	4	3	3			
67			20	12	3	4			
68			31	5	13				
69			18	6	11	17			
70			16	2	23	7			
71			22	4	7	11			
72			5		14	2			
73	1		14	24	7	19			
74			15	45	13	9			
75			11	28	73	7			
76			4	63	10	5			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			5	34	15	38			
78			4	34	5	1			
79			6	32	35	3			
80			4	51	5				
81			12	35	17	24			
82			15	56	6				
83			18	29	11	2			
84			7	70	7				
85			7	33	220				
86			7	54	1				
87			8	50	1				
88			4	25	3				
89			5	42	33				
90			2	26					
91			6	34					
92			8	31					
93			1	514					
94			4						
95									
96			2						
97			2						
98			2						
99			2						
100			3						
101			4						
102			2						
103			1						
104			5						
105			2						
106			1						
107			3						
108			3						
109			3						
110			3						
111			1						
112			3						
113			103						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	410	412	1,750	1,858	539	415	60	36	14

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した。(以下、第10表の各表について同じ。)

適用職員数	5,494人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2		2	1		
3					
4					
5		2	5		
6					
7					
8		1			
9		2	3		
10					
11					
12		5			
13		1	1		
14					
15					
16		4			
17					
18		2			
19					
20		5			
21		1	2		
22					
23		1			
24		5		1	
25			4		
26					1
27					
28		3		1	
29		1	4	1	1
30					
31					11
32					
33			2		5
34				1	
35					
36				1	
37			1	1	
38				3	2
39					
40			2	1	3
41				4	2
42			1		
43					
44				1	1
45				3	
46			4	2	
47			2	2	
48			2	2	
49			1	2	
50				1	
51			5	4	
52				3	
53				5	
54			2	2	
55			4	4	
56			2	3	
57			2	3	
58			1	2	
59			1	1	
60				3	
61				2	
62			1	5	
63			1	4	
64				4	
65				3	
66				9	
67			1	3	
68				3	
69				4	
70				1	
71			2	1	
72				5	
73			1	6	
74				31	
75			1		
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78			1		
79					
80					
81					
82					
83					
84			1		
85					
86					
87					
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		35	64	137	26

適用職員数	262人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	1			
15				
16	3			
17				
18				
19				
20	1	2		
21				
22				
23				
24	2	3		
25				
26				
27				
28	2	1		
29	1			
30				
31				
32				
33				1
34				
35		1		
36	2			
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				2
44				1
45				
46				
47				1
48				1
49				1
50				
51				1
52				
53				1
54				3
55				
56				
57				1
58				
59				1
60				
61				1
62				
63				
64				
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	12	7	2	17

適用職員数	38人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2		人					
3		1					
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78							
79							
80					2		
81							
82					2		
83							
84							
85		1			13		
86							
87							
88							
89		1					
90							
91				1			
92							
93							
94							
95							
96							
97		1		1			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105				6			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		17	22	104	67	70	22

適用職員数	302人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2			6			
3				2		
4						
5			1	1		
6			4			
7						
8						
9			1	3		
10			3			
11		3				
12						
13			1			
14		3	1	1		
15						
16		1				
17						
18		3				
19						
20		1				
21						
22		2				
23		2				
24						
25						
26						
27				1		
28						
29						
30						
31						
32				1		
33						
34						
35						
36				1		
37						
38						
39				1		
40				2		
41					1	
42						
43						
44				1		4
45				1		
46						
47				1		2
48				1		
49				1		
50				1		1
51				1		
52				2		
53						
54						
55				1		
56				1	1	
57						
58						
59				1	1	
60						
61					1	
62				1		
63						
64				1		
65						
66					1	
67						
68						
69					1	1
70						
71					2	
72					1	
73						
74						
75					1	
76						
77					3	
78						
79						
80						
81					1	
82					1	
83					1	
84					1	
85					1	
86					3	
87					1	
88						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89					5	
90					1	
91					2	
92						
93					26	
94						
95						
96						
97						
98				1		
99				1		
100						
101				1		
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110				1		
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		15	17	31	56	8

適用職員数	1 2 7 人
-------	---------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2		人				
3			人			
4				人		
5					人	
6						人
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14				1		
15						
16						
17				1		
18		1		1		
19		1				
20					1	
21						
22						
23						
24					1	
25						
26						
27						
28						
29		1			1	
30				1		
31					1	
32						
33		1				
34						
35						
36						
37					1	
38					1	
39					1	
40						
41					3	
42					2	1
43					1	1
44						
45					2	
46					1	
47					1	
48						
49					1	
50					1	
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58					1	
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66					1	
67					2	
68					1	1
69						
70					3	1
71						
72						1
73					1	1
74						1
75						1
76					1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78				2		
79				1	1	
80				2		
81						
82				1	1	
83						
84				1		
85						
86					1	
87						
88						
89					4	
90						
91				1		
92						
93				1		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101				2		
計		4	4	41	15	

適用職員数	64人
-------	-----

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				1
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20			1	
21			1	
22				1
23				1
24			2	
25				
26			1	
27		1		
28				1
29				
30				
31				
32				
33				1
34				
35			1	
36	1		1	
37				
38	1			
39				1
40				
41	1			1
42		1		
43				
44				
45				1
46				
47			1	
48				2
49				
50			1	
51			1	
52				
53				
54				1
55				
56			1	1
57		1		
58				
59				
60				
61				
62			1	1
63				
64				
65				
66				
67			1	
68	2			
69				
70				
71				1
72				
73				
74			1	
75				
76		1		

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87	1		1	
88			2	
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
特2				1
計	7	4	17	15

適用職員数	43人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
1		人		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	1			
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26	1			
27				
28				
29				3
30	1			2
31				1
32				11
33	1			1
34	2			3
35				4
36				10
37	1			4
38				38
39				
40	2			
41				
42				
43	1			
44				
45				
46				
47	1			
48	1			
49	1			
50	1			
51	1			
52				
53				
54				
55	2			
56	1			1
57				3
58	2			1
59				2
60				1
61				3
62				4
63				9
64				2
65				2
66	2			4
67				5
68	1			5
69	2			4
70	1			6
71				4
72				3
73				5
74				3
75				4
76				2

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77	1	36	28	
78		27		
79		24		
80		39		
81		20		
82		45		
83	1	15		
84		8		
85		38		
86	2	32		
87	1	45		
88		24		
89		42		
90		31		
91		58		
92		7		
93		35		
94		33		
95	1	45		
96	1	10		
97	1	39		
98	1	33		
99		23		
100		7		
101		37		
102		15		
103		30		
104	2	10		
105		35		
106		26		
107		24		
108	2	21		
109	3	16		
110	1	19		
111		39		
112	3	10		
113		24		
114	1	31		
115	3	40		
116		9		
117		33		
118		42		
119	2	52		
120		47		
121	3	52		
122		55		
123	4	34		
124		3		
125	2	48		
126		31		
127	3	48		
128		7		
129	2	22		
130	2	30		
131	2	41		
132		29		
133	2	37		
134	2	27		
135		45		
136	1	10		
137		87		
138	1	12		
139		7		
140	7			
141	1	18		
142	3			
143	1			
144	3			
145	6	8		
146	2			
147	2			
148	2			
149	5			
150				
151	1			
152	2			
153	11			
計	122	3,261	101	77

適用職員数	3,561人
-------	--------

教育職給料表（三）

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		51		
14				
15				
16		41		
17		15		
18		7		
19		5		
20		40		
21		18		3
22		14		3
23		7		82
24		46		1
25		20		1
26		18		10
27		7		48
28		59		1
29		14		6
30		26		6
31		15	1	14
32		61		7
33		14		14
34		41	2	27
35		17		32
36		86		14
37		26	1	435
38		37		
39		21		
40		59		
41		25		
42		55	1	
43		18	1	
44		73		
45		20	2	
46		57	2	
47		25	2	
48		75		
49		21	5	
50		37	2	
51		27	3	
52		73	1	
53		26	1	
54		54	7	
55		23	3	
56		56	2	
57		43	4	
58		41	7	
59		37	7	
60		42	1	
61		24	1	
62		75	5	
63		29	5	
64		71	3	
65		20	7	
66		76	4	
67		32	12	
68		74	5	
69		40	7	
70		80	5	
71		19	14	
72		69	4	
73		40	7	
74		81	20	
75		41	16	
76		75	5	
77		52	12	
78		62	31	
79		70	17	
80		67	13	
81		82	18	
82		70	19	
83		44	23	
84		24	12	

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
85		80	29	
86		51	33	
87		85	24	
88		71	18	
89		113	23	
90		59	25	
91		105	23	
92		31	21	
93		60	212	
94		120		
95		41		
96		18		
97		134		
98		53		
99		104		
100		27		
101		61		
102		95		
103		60		
104		26		
105		129		
106		66		
107		106		
108		20		
109		47		
110		54		
111		60		
112		25		
113		67		
114		61		
115		92		
116		79		
117		85		
118		66		
119		74		
120		35		
121		71		
122		94		
123		88		
124		28		
125		95		
126		79		
127		142		
128		95		
129		109		
130		107		
131		101		
132		42		
133		100		
134		148		
135		125		
136		38		
137		170		
138		126		
139		125		
140		100		
141		116		
142		115		
143		119		
144		31		
145		121		
146		107		
147		103		
148		95		
149		359		
150		54		
151		33		
152		1		
153		115		
154				
155				
156				
157		40		
計		8,762	728	704

適用職員数	10,194人
-------	---------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人								
2									
3	49								
4									
5							1		
6	54								
7	3								
8									
9									
10	2								
11	3								
12	47								
13									
14	5								
15	1								
16	34								
17									
18	3								
19	59	1							
20	24	60							
21									
22	44	24							
23	11	1							
24	22	45			1				
25	1	1			1	1			
26	20	30							
27	5	1							
28	15	54		3	1	2			
29				2		1			
30	11	33		2		1			
31	3	1		2		1			
32	1	55	14	3					1
33			4	3	1				5
34	2	49	11						
35	2		1	4	1				1
36	4	56	17	6					1
37	1	1	1	6	1				
38	7	56	21	6					
39	2	1	9	5					
40	5	58	29	5	1	3			
41		3	8	3					
42	1	48	26	7					
43	1	5	2	6	2				
44		31	13	5		1			
45		3	6	8	1			10	1
46		26	16	5				6	
47		3	8	8	1	1		2	
48	2	27	19	7	1				
49		1	11	5	2				
50		21	22	7	1	1			
51		2	7	10	2	1		1	
52		24	14	2	4	2			
53		1	10	7			5	1	
54		12	7	9		1	11	1	
55		3	8	6		1	4	1	
56		19	17	12	4	4			
57		1	12	4	11	4	3		
58		10	17	6	3	2	2		
59		2	4	6	4	2	1	1	
60			8	4	3	2		1	
61			8	7	1		9	3	
62			13	4	3				
63			10	5	7	2	2		
64			4	3	1				
65			8	7	4	1	3		
66			13	6	3	2			
67			7	5	8		1		
68			7	11	7	2	1		
69			7	7	17	2	5		
70			5	8	5		2		
71			2	9	9		2		
72			5	5	4	1	2		
73			4	5	6	3			
74			6	9	5				
75		1	4	4	6	1			
76			3	2	3	2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			3	6	8	1	14		
79			2	8	7	3			
80			3	6	1	6			
81			3	4	6	5			
82			2	6	7	3	9		
83			2	5	5	4			
84			7	3	7	13	4		
85				1	7	2			
86			1	4	9	14	1		
87	1		1	1	7	9			
88				5	9	5			
89			1	5	7	3			
90			2	3	7	23			
91				1	5	2			
92			1	1	12	15			
93			1	6	6				
94				3	177	4			
95			1	4					
96				3					
97				2					
98				1					
99				3					
100			1	6					
101			1	3					
102			1	5					
103			2	5					
104			1	11					
105			1	3					
106				5					
107				5					
108				8					
109				5					
110				4					
111			1	4					
112				4					
113				7					
114				3					
115				9					
116				13					
117				14					
118				3					
119				10					
120				12					
121				10					
122				10					
123			1	11					
124				8					
125			1	94					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135			1						
136									
137			1						
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
計	444	772	490	623	422	158	82	26	9

適用職員数	3,026人
-------	--------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 年齢 項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					10	144,600			10	144,600
19					6	145,700			6	145,700
20			5	157,300	20	152,640			25	153,572
21			6	158,633	21	155,886			27	156,496
22	48	174,713	7	162,757	13	164,015			68	171,437
23	77	178,652	8	170,700	20	169,260			105	176,257
24	70	184,106	6	177,067	12	174,042			88	182,253
25	58	191,162	5	190,240	16	187,794			79	190,422
26	77	197,973	5	200,060	18	199,028			100	198,267
27	86	203,110	5	201,400	17	206,218			108	203,520
28	69	210,114	2	204,150	5	210,060			76	209,954
29	50	217,642	3	218,367	7	224,243			60	218,448
30	42	223,298	3	208,233	26	236,654			71	227,552
31	38	230,816	3	237,133	32	239,747			73	234,990
32	39	240,746	6	236,133	20	244,515			65	241,480
33	33	252,385	1	257,800	35	255,614			69	254,101
34	45	263,120	5	260,340	29	268,034	1	270,700	80	264,823
35	45	270,804	3	273,033	21	273,395	1	279,700	70	271,804
36	52	275,888	6	280,700	32	280,247			90	277,759
37	57	288,872	7	288,171	38	292,295	1	290,500	103	290,103
38	63	294,552	12	299,725	49	300,357			124	297,347
39	69	303,655	19	303,179	38	305,313			126	304,083
40	75	312,409	10	307,490	53	312,991	1	306,900	139	312,237
41	123	319,869	17	316,753	62	320,819	1	265,100	203	319,629
42	113	331,039	23	325,135	44	327,068			180	329,314
43	94	343,465	29	334,049	51	330,882			174	338,208
44	140	349,846	25	341,664	46	335,841	2	319,650	213	345,578
45	116	358,872	32	355,455	65	345,108			213	354,158
46	115	365,830	11	361,091	44	355,800			170	362,927
47	145	375,336	22	371,530	51	364,209	1	336,600	219	372,186
48	134	378,134	23	369,230	60	363,580	1	340,800	218	373,018
49	111	380,477	15	375,220	55	372,203	2	344,850	183	377,170
50	138	383,293	18	375,814	64	373,470			220	379,823
51	117	388,436	16	385,393	59	379,817			192	385,534
52	138	391,776	15	386,503	52	380,088	1	342,700	206	388,204
53	118	393,351	8	383,823	59	385,075	1	348,100	186	390,073
54	112	396,748	11	386,445	44	386,585	2	349,291	169	392,870
55	131	403,267	10	389,740	59	385,386			200	397,316
56	132	404,833	9	392,726	63	393,219	1	354,700	205	400,488
57	133	407,055	8	393,238	74	396,657			215	402,962
58	114	413,505	18	401,297	48	398,965	1	374,210	181	408,218
59	121	416,076	17	402,197	47	404,291			185	411,806
60以上										
合 計	3,438	333,927	454	330,427	1,585	327,759	17	325,741	5,494	331,833

(注) 平均給料月額は、平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である。(以下、第11表の各表について同じ。)

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22	2	189,800							2	189,800
23										
24	4	204,150							4	204,150
25	3	215,600							3	215,600
26	6	220,350							6	220,350
27	7	230,771							7	230,771
28	7	240,186							7	240,186
29	2	256,000							2	256,000
30	7	268,614							7	268,614
31	3	288,833							3	288,833
32	1	294,500							1	294,500
33										
34	2	314,750							2	314,750
35	4	336,200							4	336,200
36	5	319,300							5	319,300
37	2	343,500							2	343,500
38	1	352,400							1	352,400
39	4	360,050							4	360,050
40	8	365,788							8	365,788
41	10	372,170							10	372,170
42	6	363,200							6	363,200
43	13	383,923							13	383,923
44	10	396,970							10	396,970
45	13	405,262							13	405,262
46	13	420,877							13	420,877
47	11	415,445							11	415,445
48	13	425,969							13	425,969
49	14	434,179							14	434,179
50	12	437,417							12	437,417
51	6	436,600							6	436,600
52	9	440,511							9	440,511
53	8	442,325							8	442,325
54	10	442,194	1	447,400					11	442,667
55	5	447,260			1	468,445			6	450,791
56	7	456,326							7	456,326
57	11	465,695	1	446,700					12	464,113
58	12	461,748							12	461,748
59	8	475,421							8	475,421
60以上										
合 計	259	387,917	2	447,050	1	468,445			262	388,676

医療職（一）給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24	1	283,900							1	283,900
25										
26										
27	2	302,950							2	302,950
28	2	310,200							2	310,200
29	2	310,200							2	310,200
30	2	336,300							2	336,300
31										
32	3	366,367							3	366,367
33	2	393,250							2	393,250
34	2	403,200							2	403,200
35										
36										
37	3	421,700							3	421,700
38										
39										
40	1	339,100							1	339,100
41										
42										
43										
44	1	434,600							1	434,600
45	1	534,000							1	534,000
46										
47										
48										
49										
50	1	549,800							1	549,800
51										
52	1	554,300							1	554,300
53	1	555,300							1	555,300
54	1	551,100							1	551,100
55	2	558,500							2	558,500
56	1	558,100							1	558,100
57	1	565,200							1	565,200
58	1	549,800							1	549,800
59	1	563,400							1	563,400
60以上	6	568,367							6	568,367
合 計	38	448,479							38	448,479

医療職（二）給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23	1	182,900							1	182,900
24	1	208,400							1	208,400
25	7	214,657							7	214,657
26	9	218,811							9	218,811
27	4	217,225							4	217,225
28	8	235,800							8	235,800
29	4	244,650							4	244,650
30	10	247,470							10	247,470
31	9	252,356							9	252,356
32	7	256,229							7	256,229
33	9	262,556							9	262,556
34	7	277,271	1	283,600					8	278,063
35	4	273,650							4	273,650
36	2	288,250							2	288,250
37	4	293,025							4	293,025
38	4	311,075							4	311,075
39	8	316,763	1	313,400					9	316,389
40	5	312,620	1	319,100					6	313,700
41	7	341,529	1	319,700					8	338,800
42	9	324,011	1	325,800					10	324,190
43	8	354,888							8	354,888
44	11	343,964	1	351,200					12	344,567
45	9	364,922	1	338,200					10	362,250
46	10	367,850							10	367,850
47	11	363,136	2	380,550					13	365,815
48	8	372,500							8	372,500
49	12	381,892	1	357,100					13	379,985
50	13	384,815	4	382,067					17	384,169
51	7	406,029	1	373,913					8	402,014
52	17	387,876	3	392,800					20	388,615
53	8	401,650							8	401,650
54	8	417,038	2	397,800					10	413,190
55	6	410,204	4	390,696					10	402,401
56	9	416,471	2	393,176					11	412,236
57	2	422,875	2	394,000					4	408,438
58	7	433,706	2	401,718					9	426,597
59	6	419,676	1	394,000					7	416,008
60以上										
合 計	271	334,583	31	373,547					302	338,583

医療職（三）給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23	4	209,525							4	209,525
24	2	216,200	2	209,800					4	213,000
25	4	221,200	1	219,200					5	220,800
26	6	236,100							6	236,100
27	5	238,460							5	238,460
28	3	245,167							3	245,167
29	3	236,000							3	236,000
30	1	247,100	1	259,200					2	253,150
31	3	259,167	1	259,200					4	259,175
32	2	263,200							2	263,200
33										
34	2	282,450							2	282,450
35										
36	1	305,000	1	298,800					2	301,900
37	2	310,300							2	310,300
38	3	318,667							3	318,667
39	4	324,250							4	324,250
40	4	334,400							4	334,400
41	1	316,100							1	316,100
42	4	338,250							4	338,250
43										
44	1	369,700							1	369,700
45	2	378,150							2	378,150
46	3	381,200							3	381,200
47	7	381,700	1	371,900					8	380,475
48	2	390,400							2	390,400
49	4	394,400							4	394,400
50	4	393,400							4	393,400
51	3	393,867							3	393,867
52	7	394,400							7	394,400
53	5	407,420	1	398,000					6	405,850
54	6	399,750							6	399,750
55	3	400,200							3	400,200
56	5	401,611							5	401,611
57	3	410,798							3	410,798
58	5	406,553							5	406,553
59	5	413,250							5	413,250
60以上										
合 計	119	338,659	8	278,238					127	334,853

海 事 職 給 料 表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22			1	210,100					1	210,100
23			1	212,800					1	212,800
24										
25					1	230,300			1	230,300
26					1	248,000			1	248,000
27										
28										
29					1	234,800			1	234,800
30	1	255,400							1	255,400
31										
32			1	310,900	1	298,600			2	304,750
33										
34					2	320,150			2	320,150
35			1	332,700					1	332,700
36					1	338,800			1	338,800
37					2	345,400			2	345,400
38			1	343,300	1	253,500			2	298,400
39	2	345,250			1	274,100			3	321,533
40					1	337,300	1	305,300	2	321,300
41					1	348,800			1	348,800
42	1	371,800	1	371,200	2	372,700	1	331,100	5	363,900
43	1	370,600	1	371,200	2	367,050			4	368,975
44	1	375,700							1	375,700
45	1	374,000	2	375,850					3	375,233
46			1	378,700					1	378,700
47	1	428,500			3	381,867			4	393,525
48					4	382,550			4	382,550
49			1	400,900	2	377,550			3	385,333
50					1	382,000	1	337,300	2	359,650
51					1	430,800			1	430,800
52					2	357,500			2	357,500
53					3	409,333	1	386,700	4	403,675
54			1	434,800					1	434,800
55										
56			1	438,600	1	434,800			2	436,700
57			3	428,127					3	428,127
58			1	439,041	1	384,900			2	411,971
59										
60以上										
合 計	8	358,313	17	369,431	35	353,749	4	340,100	64	357,632

教育職（一）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34	3	324,000							3	324,000
35	1	307,100							1	307,100
36	1	370,700							1	370,700
37	1	379,100							1	379,100
38	1	336,300							1	336,300
39	1	363,900							1	363,900
40	3	365,133							3	365,133
41	1	422,800							1	422,800
42	2	408,800							2	408,800
43	1	355,400							1	355,400
44	1	398,800							1	398,800
45										
46	1	436,800							1	436,800
47	4	449,775							4	449,775
48	1	418,200							1	418,200
49			1	336,300					1	336,300
50	2	500,400							2	500,400
51										
52	2	475,450							2	475,450
53										
54	3	438,067							3	438,067
55										
56	2	518,594							2	518,594
57	3	438,967							3	438,967
58	1	397,300							1	397,300
59	1	462,800							1	462,800
60以上	6	551,281							6	551,281
合 計	42	434,785	1	336,300					43	432,495

教育職（二）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22	5	197,900	1	186,700					6	196,033
23	9	203,500							9	203,500
24	15	208,993	2	201,850					17	208,153
25	27	214,896	1	209,000					28	214,686
26	26	224,092	2	215,800					28	223,500
27	38	232,968							38	232,968
28	36	244,436							36	244,436
29	27	254,141							27	254,141
30	60	261,755			1	248,100			61	261,531
31	69	269,646	2	261,700					71	269,423
32	68	276,779	6	251,350					74	274,718
33	88	287,855	5	274,800					93	287,153
34	93	295,141	2	277,950	1	265,700			96	294,476
35	85	305,180	3	276,933	3	292,567			91	303,833
36	81	313,785	3	305,867	2	264,900			86	312,372
37	127	325,659	4	310,625	2	270,300			133	324,374
38	131	334,974	4	320,350	1	290,000			136	334,213
39	125	345,866	7	337,471					132	345,420
40	133	355,489	12	351,683	2	326,900			147	354,789
41	126	362,620	3	344,767	2	333,300			131	361,763
42	165	371,068	12	360,750	1	309,200			178	370,025
43	177	379,752	16	365,119	2	340,200			195	378,146
44	180	385,114	15	385,520	6	361,350			201	384,435
45	118	395,784	18	389,056	1	318,300			137	394,334
46	127	400,183	15	386,560	1	409,600			143	398,820
47	112	406,071	8	387,288					120	404,818
48	124	412,136	19	385,484	4	321,050			147	406,213
49	86	414,650	9	366,244	7	395,529			102	409,067
50	115	415,798	11	391,845	3	391,933			129	413,201
51	94	417,385	14	375,379	4	388,450			112	411,101
52	110	420,870	9	392,522	2	374,691			121	417,999
53	95	426,391	15	361,040	4	381,875			114	416,230
54	85	429,608	11	393,955					96	425,522
55	63	434,797	8	385,538	5	409,380			76	427,940
56	61	437,284	11	385,209	1	355,078			73	428,311
57	46	441,945	6	398,933					52	436,982
58	48	441,170	9	381,178					57	431,698
59	56	446,469	8	410,618	4	411,900			68	440,218
60以上										
合 計	3,231	364,992	271	364,699	59	357,065			3,561	364,838

教育職（三）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20										
21										
22	39	197,900							39	197,900
23	54	202,015							54	202,015
24	64	208,833	2	205,500					66	208,732
25	76	215,445	3	209,167					79	215,206
26	95	223,241	6	215,300					101	222,769
27	100	231,847	3	226,433					103	231,689
28	147	241,995	2	230,850					149	241,846
29	122	250,893	6	242,933					128	250,520
30	139	260,127	18	255,917					157	259,644
31	138	269,496	15	264,847					153	269,041
32	161	276,060	16	273,456					177	275,824
33	150	285,928	7	281,814					157	285,745
34	168	296,329	20	290,466					188	295,705
35	182	308,007	14	300,450					196	307,467
36	185	316,511	23	311,639					208	315,973
37	183	325,465	27	322,407					210	325,072
38	250	336,369	34	329,621					284	335,561
39	248	343,126	51	339,610					299	342,526
40	307	353,749	70	350,346					377	353,117
41	338	361,394	81	357,937					419	360,726
42	340	369,373	89	368,460					429	369,183
43	336	377,437	118	377,648					454	377,492
44	336	383,923	150	385,806					486	384,504
45	307	391,919	137	388,901					444	390,987
46	315	396,494	122	394,927					437	396,056
47	286	402,710	177	398,306					463	401,026
48	299	407,490	149	399,695					448	404,897
49	233	410,766	101	403,862					334	408,678
50	256	411,521	145	407,365					401	410,018
51	255	414,106	121	406,719					376	411,729
52	261	417,414	102	409,073					363	415,070
53	245	421,907	121	412,562					366	418,818
54	244	426,696	89	414,788					333	423,513
55	207	430,200	65	415,735					272	426,743
56	222	433,699	47	415,133					269	430,455
57	225	433,778	53	413,235					278	429,862
58	221	442,119	47	415,129	1	436,200			269	437,381
59	190	440,268	38	418,555					228	436,649
60以上										
合 計	7,924	365,286	2,269	386,079	1	436,200			10,194	369,921

公安職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					38	166,700			38	166,700
19					58	170,833			58	170,833
20					45	180,438			45	180,438
21					48	187,046			48	187,046
22	44	197,500			27	197,111			71	197,352
23	41	203,220			39	203,854			80	203,529
24	46	216,280			49	215,412			95	215,833
25	44	220,436			40	222,170			84	221,262
26	50	227,970			36	230,172			86	228,892
27	47	236,191			58	235,445			105	235,779
28	61	240,870			56	241,250			117	241,052
29	73	248,904			40	247,690			113	248,474
30	54	255,989			61	251,790			115	253,762
31	61	258,133			51	259,459			112	258,737
32	55	262,265			45	268,144			100	264,911
33	43	271,202			45	271,336			88	271,270
34	47	275,828			48	284,633			95	280,277
35	48	290,481			29	290,945			77	290,656
36	56	304,934			33	296,439			89	301,784
37	42	307,462			33	310,109			75	308,627
38	49	324,063			34	317,926			83	321,549
39	27	338,252			34	324,471			61	330,570
40	37	345,184			29	345,331			66	345,248
41	28	356,489			45	347,738			73	351,095
42	15	380,260			37	363,922			52	368,635
43	16	387,938			32	382,153			48	384,081
44	16	384,269	1	383,400	23	381,857			40	382,860
45	17	399,341			33	397,512			50	398,134
46	16	405,700			24	407,875			40	407,005
47	24	414,313	1	416,600	15	413,207			40	413,955
48	28	405,189			29	410,417			57	407,849
49	22	405,941			22	414,277			44	410,109
50	38	414,439			24	417,346			62	415,565
51	20	418,215			12	422,267			32	419,734
52	31	423,248			27	420,359			58	421,903
53	26	413,746			20	419,860			46	416,404
54	33	414,982			45	418,436			78	416,974
55	33	421,478			38	420,117			71	420,750
56	45	418,199			27	419,277			72	418,603
57	49	418,118	2	417,350	33	418,962			84	418,431
58	49	422,519	1	403,900	31	419,905			81	421,289
59	55	425,697	1	392,500	41	427,231			97	426,003
60以上										
合 計	1,486	318,255	6	405,183	1,534	302,350			3,026	310,365

第12表 再任用職員の給料表別，級別人員

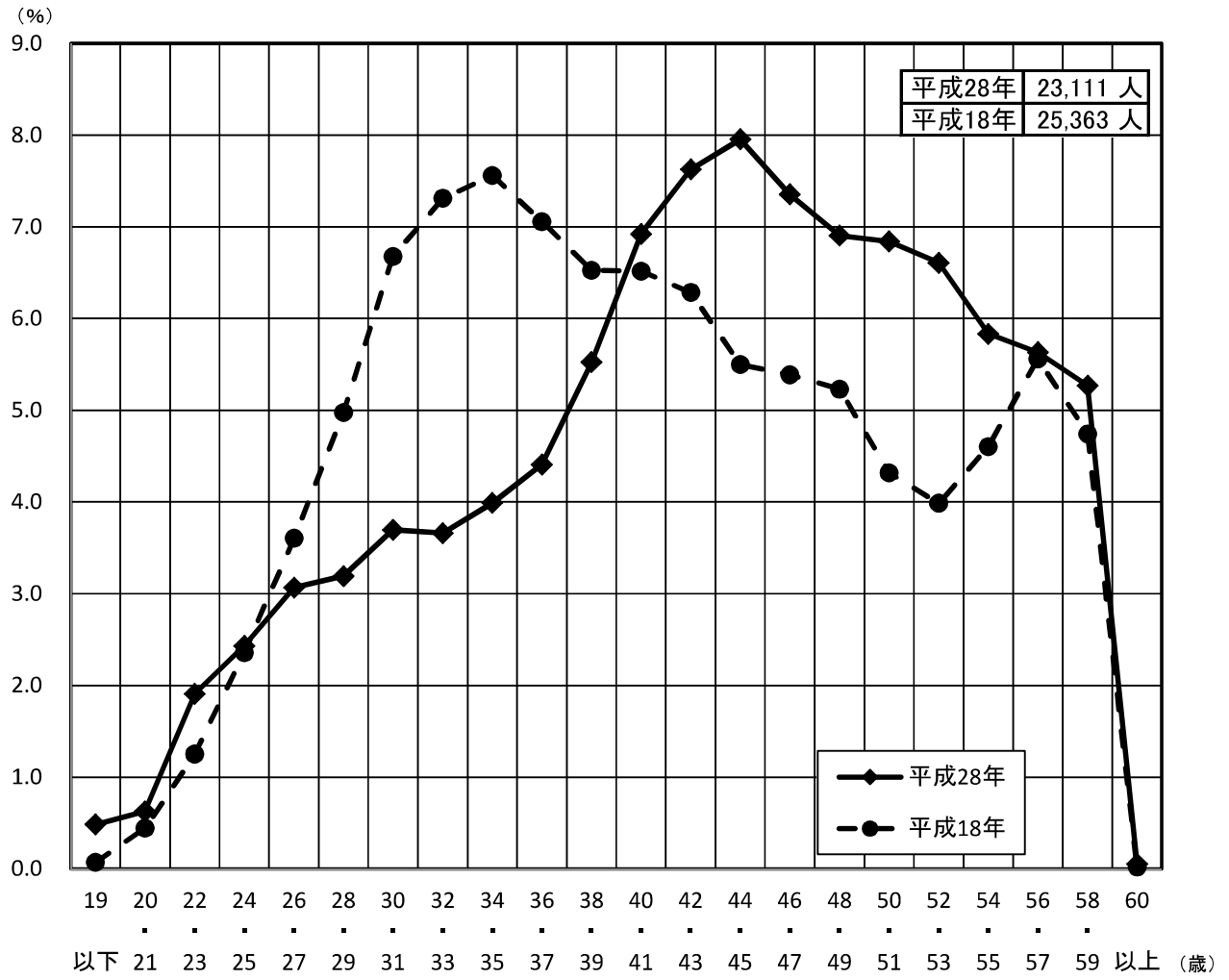
1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	220			220						
研究職給料表	4			4						
医療職給料表（二）	2				2					
医療職給料表（三）	3				3					
海事職給料表	1				1					
教育職給料表（二）	82	5	77							
教育職給料表（三）	113		113							
公安職給料表	19			5	10	1	2	1		
給料表計	444									
60歳	(185)									
61歳	(101)									
62歳	(76)									
63歳	(35)									
64歳	(47)									

2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	58			58						
研究職給料表	2			2						
教育職給料表（三）	15		15							
給料表計	75									
60歳	(14)									
61歳	(11)									
62歳	(19)									
63歳	(18)									
64歳	(13)									

第13表 年齢階層別人員構成比（平成28年と平成18年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

ア 調査の目的： 民間における給与の実態を把握し，国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を作成する。

イ 調査期間： 平成28年5月1日～平成28年6月17日

(2) 調査機関

本人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で，かつ，事業所規模50人以上の県内の民間事業所 578事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種，その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織，規模，産業により14層に層化し，これらの層から132事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は，第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については，これに該当する従業員が多数に上るときは，抽出した従業員について調査を行った。なお，臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 調査実人員

4,770人（うち初任給関係職種151人）であり，うち，行政職に相当する調査実人員は3,791人である。

なお，調査職種該当者（母集団）の推定数は34,255人であり，うち，行政職に相当するものは16,604人である。

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては，母集団に復元して行った。

第14表 県内民間の産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 119	事業所 16	事業所 10	事業所 11	事業所 55	事業所 27
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 , 建 設 業	9	1	1	0	2	5
製 造 業	34	2	5	4	17	6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業 水 道 業 , 情 報 通 信 業 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	24	6	0	2	8	8
卸 売 業 , 小 売 業	13	2	1	4	3	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	6	3	2	0	0	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	33	2	1	1	25	4

(注) 1 実地調査を行った事業所は132事業所であるが、調査の結果、調査不能の事業所が13事業所あった。このため、規模計は119事業所（うち、県内に本社のある事業所は91事業所）となった。
2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、
「生活関連サービス業、娯楽業」、
「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 県内民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	191,574	192,969	177,901	-
	短 大 卒	151,375	158,000	149,839	-
	高 校 卒	149,045	153,774	144,621	124,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	185,860	-	186,209	178,000
	短 大 卒	162,696	-	162,644	163,000
	高 校 卒	148,658	160,000	151,288	128,000
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	190,086	192,969	184,420	178,000
	短 大 卒	157,327	158,000	156,734	163,000
	高 校 卒	148,944	154,129	147,524	126,000

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第16表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)						
								円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	53.8	666,030	0	666,030	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模50人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100 人未満の対応 級欄参照		
	大 学 卒	6	55.2	720,234	0	720,234				
	短 大 卒	-	-	-	-	-				
	高 校 卒	x	x	x	x	x				
	中 学 卒	x	x	x	x	x				
	工 場 長	-	-	-	-	-				
	大 学 卒	-	-	-	-	-				
	短 大 卒	-	-	-	-	-				
	高 校 卒	-	-	-	-	-				
	中 学 卒	-	-	-	-	-				
	事 務 部 長	94	53.0	533,032	4,094	528,938			2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と 同等と認められ る部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	53	52.4	558,178	2,272	555,906				
短 大 卒	8	51.2	425,638	2,099	423,539					
高 校 卒	33	54.3	514,753	7,539	507,214					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
技 術 部 長	66	52.9	561,246	92	561,154					
大 学 卒	32	52.2	606,867	192	606,675					
短 大 卒	5	52.8	527,313	0	527,313					
高 校 卒	29	53.6	517,614	0	517,614					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
事 務 部 次 長	29	51.5	517,819	159	517,660	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長 と同等と認めら れる部の次長 及び部次長級 専門職 中間職(部長一 課長間)	同 上			
大 学 卒	13	51.8	560,525	262	560,263					
短 大 卒	4	48.2	513,634	0	513,634					
高 校 卒	12	52.2	481,659	115	481,544					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
技 術 部 次 長	19	48.5	473,124	16,203	456,921					
大 学 卒	8	45.2	541,466	1,749	539,717					
短 大 卒	x	x	x	x	x					
高 校 卒	10	50.7	422,461	26,595	395,866					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
事 務 課 長	297	48.8	498,811	4,091	494,720			2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	同 上	
大 学 卒	146	48.3	538,448	2,950	535,498					
短 大 卒	32	48.2	388,639	0	388,639					
高 校 卒	117	49.8	469,710	6,276	463,434					
中 学 卒	2	46.0	336,141	45,086	291,055					
技 術 課 長	177	49.1	502,536	5,932	496,604					
大 学 卒	64	48.0	513,736	3,214	510,522					
短 大 卒	15	49.0	464,911	3,598	461,313					
高 校 卒	97	49.8	502,732	8,545	494,187					
中 学 卒	x	x	x	x	x					

(注)1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から
職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	74	47.5	446,981	14,313	432,668	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	本表2企業規模50人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	36	47.3	474,453	12,566	461,887		
	短大卒	10	43.3	349,254	16,444	332,810		
	高校卒	28	49.5	439,551	16,322	423,229		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	49	48.5	487,728	5,484	482,244		
	大学卒	20	45.8	517,920	1,142	516,778		
	短大卒	6	44.4	454,947	5,851	449,096		
	高校卒	23	51.7	471,406	8,847	462,559		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	373	44.2	393,436	40,883	352,553	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	158	43.0	424,285	46,493	377,792		
	短大卒	52	44.6	348,025	34,451	313,574		
	高校卒	160	45.7	371,811	35,479	336,332		
	中学卒	3	33.8	324,657	69,493	255,164		
	技術係長	284	46.1	432,122	43,172	388,950		
	大学卒	103	45.4	433,636	26,725	406,911		
	短大卒	40	44.9	414,025	48,983	365,042		
	高校卒	140	47.3	436,829	57,673	379,156		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	318	40.7	336,446	39,513	296,933	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	同 上
	大学卒	137	38.2	365,380	49,055	316,325		
	短大卒	55	41.5	300,056	31,175	268,881		
	高校卒	126	43.9	312,826	30,007	282,819		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	268	41.1	368,037	58,824	309,213		
	大学卒	91	39.6	353,218	53,655	299,563		
	短大卒	39	37.6	341,685	62,306	279,379		
	高校卒	136	43.7	393,366	63,577	329,789		
	中学卒	2	52.6	424,664	44,569	380,095		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	1,100	34.3	250,873	24,456	226,417		同 上
	大学卒	359	32.1	277,355	27,572	249,783		
	短大卒	272	34.4	243,103	25,465	217,638		
	高校卒	466	36.1	234,490	21,289	213,201		
	中学卒	3	35.9	244,273	13,206	231,067		
	技術係員	516	33.6	289,165	33,395	255,770		
	大学卒	187	31.1	299,017	31,733	267,284		
	短大卒	88	31.2	280,534	41,663	238,871		
	高校卒	240	37.5	282,565	31,359	251,206		
	中学卒	x	x	x	x	x		

(注)「中間職(課長(係長)－係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	55.4	787,494	0	787,494	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大 学 卒	5	55.3	826,933	0	826,933		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	41	52.7	646,428	2,635	643,793	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	27	52.3	676,415	3,857	672,558		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	13	54.5	601,732	0	601,732		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	43	53.3	643,114	167	642,947		
	大 学 卒	27	52.9	651,581	259	651,322		
	短 大 卒	3	50.9	533,665	0	533,665		
	高 校 卒	13	54.9	649,358	0	649,358		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	18	53.0	578,982	276	578,706	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	12	52.3	577,672	294	577,378		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	5	55.6	547,852	301	547,551		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	11	48.6	599,363	0	599,363		
	大 学 卒	6	46.7	615,506	0	615,506		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	4	52.0	581,799	0	581,799		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	172	49.6	594,925	2,041	592,884	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	96	49.1	611,716	1,993	609,723		
	短 大 卒	8	48.0	574,827	0	574,827		
	高 校 卒	68	50.8	565,502	2,381	563,121		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	114	50.0	571,194	3,858	567,336		
	大 学 卒	43	47.8	565,362	3,479	561,883		
	短 大 卒	6	48.3	588,365	0	588,365		
	高 校 卒	65	51.8	574,276	4,418	569,858		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	41	46.6	448,618	12,218	436,400	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長一係 長間)	行政職5級 " 6級
	大 学 卒	20	46.0	469,701	6,323	463,378		
	短 大 卒	3	41.0	353,512	23,562	329,950		
	高 校 卒	18	48.3	438,955	17,659	421,296		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	43	49.3	504,427	5,123	499,304		
	大 学 卒	18	46.5	538,925	71	538,854		
	短 大 卒	4	46.3	531,463	0	531,463		
	高 校 卒	21	51.8	473,694	9,802	463,892		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	207	44.1	427,534	41,713	385,821	係の長及び係 長級専門職	行政職3級 " 4級
	大 学 卒	100	43.1	464,337	48,427	415,910		
	短 大 卒	17	44.5	365,237	37,985	327,252		
	高 校 卒	89	45.7	387,694	33,031	354,663		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	154	45.7	518,312	67,692	450,620		
	大 学 卒	58	42.2	531,867	55,523	476,344		
	短 大 卒	19	42.7	497,899	89,403	408,496		
	高 校 卒	77	49.8	511,044	73,294	437,750		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	164	40.2	380,622	45,924	334,698	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一係 員間)	行政職2級 (一部は3級、 4級)
	大 学 卒	79	37.9	404,892	49,524	355,368		
	短 大 卒	19	40.4	334,795	39,865	294,930		
	高 校 卒	66	43.9	355,101	41,908	313,193		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	110	44.7	506,613	71,728	434,885		
	大 学 卒	35	42.4	508,970	49,956	459,014		
	短 大 卒	11	39.3	422,274	66,308	355,966		
	高 校 卒	63	47.1	523,390	87,944	435,446		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	534	32.8	277,738	30,032	247,706		行政職1級
	大 学 卒	215	31.4	301,855	36,377	265,478		
	短 大 卒	109	32.7	250,236	23,916	226,320		
	高 校 卒	208	34.5	267,320	26,709	240,611		
	中 学 卒	2	38.2	284,170	17,891	266,279		
	技術係員	266	34.7	320,317	35,402	284,915		
	大 学 卒	92	31.3	357,466	28,730	328,736		
	短 大 卒	28	29.9	296,564	50,253	246,311		
	高 校 卒	146	38.9	297,924	36,200	261,724		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	51.0	450,122	0	450,122	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場(取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	48	53.1	481,823	5,280	476,543	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	24	52.2	484,587	1,290	483,297		
	短 大 卒	6	53.3	419,903	3,063	416,840		
	高 校 卒	18	54.4	491,812	11,327	480,485		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	19	52.3	459,054	0	459,054		
	大 学 卒	4	49.4	487,393	0	487,393		
	短 大 卒	2	54.3	522,261	0	522,261		
	高 校 卒	13	53.2	432,622	0	432,622		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	10	49.3	436,631	0	436,631	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	2	46.2	430,132	0	430,132		
	高 校 卒	7	50.2	440,808	0	440,808		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	5	48.9	321,293	42,638	278,655		
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	4	50.9	297,247	53,533	243,714		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	115	47.8	385,009	5,892	379,117	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級
	大 学 卒	47	46.5	414,241	4,806	409,435		
	短 大 卒	23	48.7	329,753	0	329,753		
	高 校 卒	44	48.9	374,882	9,824	365,058		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 課 長	50	46.7	392,564	7,879	384,685		
	大 学 卒	14	46.9	429,616	472	429,144		
	短 大 卒	7	49.4	426,542	50	426,492		
	高 校 卒	28	45.5	358,403	16,328	342,075		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級
	大学卒	30	48.3	452,386	16,044	436,342		
	短大卒	15	48.0	482,523	16,994	465,529		
	高校卒	5	43.8	349,856	14,184	335,672		
	中学卒	10	50.6	440,110	15,071	425,039		
	－	－	－	－	－	－		
	技術課長代理	3	46.3	429,537	0	429,537		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	－	－	－	－	－		
	高校卒	2	50.1	450,225	0	450,225		
中学卒	－	－	－	－	－			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	150	44.1	363,740	39,599	324,141	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	54	42.6	373,275	45,307	327,968		
	短大卒	34	44.7	346,303	33,570	312,733		
	高校卒	61	45.7	361,675	35,752	325,923		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	114	46.5	384,864	28,404	356,460		
	大学卒	43	47.3	378,522	9,752	368,770		
	短大卒	18	46.3	383,052	30,483	352,569		
	高校卒	52	45.5	392,335	48,996	343,339		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	138	41.0	304,683	36,199	268,484	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	55	38.8	324,827	50,506	274,321		
	短大卒	31	41.4	292,092	29,654	262,438		
	高校卒	52	43.7	285,279	20,991	264,288		
	中学卒	－	－	－	－	－		
	技術主任	118	39.5	323,383	57,046	266,337		
	大学卒	50	38.5	312,648	55,236	257,412		
	短大卒	20	38.0	334,247	63,132	271,115		
	高校卒	47	41.8	336,996	57,607	279,389		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	468	35.4	232,339	21,215	211,124		行政職1級
	大学卒	125	33.0	246,768	15,785	230,983		
	短大卒	144	35.3	242,495	27,994	214,501		
	高校卒	198	37.0	215,158	19,343	195,815		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係員	182	31.8	259,857	33,154	226,703		
	大学卒	75	30.8	255,140	34,745	220,395		
	短大卒	39	31.6	283,651	39,196	244,455		
	高校卒	68	34.0	250,931	25,279	225,652		
	中学卒	－	－	－	－	－		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級 " 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	5	52.4	399,110	0	399,110	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	2	55.5	394,020	0	394,020		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	2	53.0	382,505	0	382,505		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	4	53.0	470,882	0	470,882		
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	3	51.7	481,910	0	481,910		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	x	x	x	x	x	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	3	47.7	479,877	3,167	476,710		
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	49.0	506,065	0	506,065		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	10	49.0	360,824	15,276	345,548	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
	大 学 卒	3	56.3	405,260	0	405,260		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	5	47.2	331,692	14,952	316,740		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 課 長	13	50.8	393,577	14,956	378,621		
	大 学 卒	7	52.3	419,645	9,038	410,607		
	短 大 卒	2	49.0	356,822	25,822	331,000		
	高 校 卒	4	49.0	366,337	19,880	346,457		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級			
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)						
								円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	3	46.0	339,050	9,810	329,240	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長一係 長間)	行政職4級		
	大 学 卒	x	x	x	x	x				
	短 大 卒	2	44.5	341,935	14,715	327,220				
	高 校 卒	-	-	-	-	-				
	中 学 卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	3	41.7	345,232	15,565	329,667				
	大 学 卒	x	x	x	x	x				
	短 大 卒	2	41.5	343,848	14,348	329,500				
	高 校 卒	-	-	-	-	-				
	中 学 卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	16	44.9	307,835	45,788	262,047			係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	4	47.8	310,487	14,292	296,195				
短 大 卒	x	x	x	x	x					
高 校 卒	10	45.4	322,710	52,632	270,078					
中 学 卒	x	x	x	x	x					
技術係長	16	45.3	325,820	32,315	293,505					
大 学 卒	2	44.5	268,315	21,770	246,545					
短 大 卒	3	41.3	297,948	38,372	259,576					
高 校 卒	11	46.5	343,877	32,580	311,297					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
事務主任	16	43.1	230,422	11,491	218,931	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一係 員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大 学 卒	3	32.7	224,398	1,593	222,805					
短 大 卒	5	46.0	239,889	13,143	226,746					
高 校 卒	8	45.1	226,764	14,170	212,594					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
技術主任	40	41.6	294,919	37,677	257,242					
大 学 卒	6	47.3	331,548	40,749	290,799					
短 大 卒	8	33.4	262,872	53,084	209,788					
高 校 卒	26	42.8	296,327	32,227	264,100					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
事務係員	98	37.5	200,098	10,390	189,708				行政職1級	
大 学 卒	19	34.3	210,256	9,721	200,535					
短 大 卒	19	37.3	199,357	11,364	187,993					
高 校 卒	60	38.6	197,116	10,293	186,823					
中 学 卒	-	-	-	-	-					
技術係員	68	35.1	256,468	24,720	231,748					
大 学 卒	20	31.6	252,729	28,608	224,121					
短 大 卒	21	33.1	236,534	28,918	207,616					
高 校 卒	26	38.5	278,003	19,213	258,790					
中 学 卒	x	x	x	x	x					

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者, 上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	28	49.0	622,190	0	622,190	
	研究室(係)長	31	42.6	503,720	18,462	485,258	
	主任研究員	28	39.3	449,740	9,757	439,983	
	研究員	37	41.7	364,326	22,715	341,611	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	3	47.0	1,407,783	58,667	1,349,116	
	医科長	12	43.7	1,255,028	106,577	1,148,451	
	医師	16	39.7	974,825	145,916	828,909	
	歯科医師	2	33.5	564,250	0	564,250	
関 係 職 種	薬局長	4	49.3	605,781	74,006	531,775	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	17	35.9	369,726	49,298	320,428	
	診療放射線技師	28	39.1	387,441	45,800	341,641	
	臨床検査技師	30	40.1	327,092	27,933	299,159	
	栄養士	32	35.4	252,828	12,828	240,000	
	理学療法士	65	30.6	292,699	10,235	282,464	
	作業療法士	48	32.4	285,244	10,539	274,705	
	総看護師長	2	56.5	602,665	0	602,665	
	看護師長	33	49.1	393,155	22,009	371,146	
	看護師	178	38.7	306,909	48,954	257,955	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	部下に看護師又は准看護師5人以上
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	4	61.8	637,318	0	637,318	
	大学教授	29	56.2	498,974	0	498,974	
	大学准教授	23	48.3	422,318	0	422,318	
	大学講師	24	41.1	376,791	0	376,791	
	大学助教	3	39.7	437,600	0	437,600	
	高等学校校長	2	45.0	545,150	0	545,150	
	高等学校教頭	6	52.8	483,248	0	483,248	
	高等学校主幹教諭	3	47.0	418,318	0	418,318	
高等学校指導教諭	-	-	-	-	-		
高等学校教諭	94	44.8	405,169	2,096	403,073		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	9	54.6	622,620	228,573	394,047	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	52.6	566,901	227,228	339,673	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	17	47.7	488,562	177,200	311,362	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	5	26.4	303,895	110,039	193,856	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	6	53.8	299,042	46,099	252,943	
	守 衛	13	55.3	456,157	38,706	417,451	
	用 務 員	4	55.3	396,306	0	396,306	

第17表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計	32.2	(45.3)	(54.7)	(0.0)	67.8
	500人以上	74.5	(58.6)	(41.4)	(0.0)	25.5
	100人以上 500人未満	21.2	(27.0)	(73.0)	(0.0)	78.8
	50人以上 100人未満	3.8	(0.0)	(100.0)	(0.0)	96.2
高校卒	規模計	31.2	(24.1)	(75.9)	(0.0)	68.8
	500人以上	48.0	(41.3)	(58.7)	(0.0)	52.0
	100人以上 500人未満	29.2	(10.8)	(89.2)	(0.0)	70.8
	50人以上 100人未満	11.3	(33.3)	(66.7)	(0.0)	88.7

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 県内民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係員	規模計	89.9	51.0	56.6	54.9	10.1
	500人以上	95.7	59.4	55.4	60.5	4.3
	100人以上 500人未満	93.7	53.9	60.7	57.0	6.3
	50人以上 100人未満	66.2	26.3	43.6	37.6	33.8
課長級	規模計	89.5	48.9	60.0	53.3	10.5
	500人以上	81.9	41.5	51.4	46.6	18.1
	100人以上 500人未満	96.9	56.0	67.9	57.5	3.1
	50人以上 100人未満	75.0	35.0	45.0	50.0	25.0

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 県内民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

家族手当制度がある	配偶者の収入による制限			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない		
85.7%	(95.0%)	[86.1%]	[13.9%]	(5.0%)	14.3%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない (検討も行っていない)
1.5%	15.9%	82.6%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定, その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
52.5%	9.2%	29.1%	9.2%

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,141円
配偶者と子1人	17,894円
配偶者と子2人	21,755円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第20表 県内民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	61.8%
支給しない	38.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

(注) 職員の住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第21表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 58.1	% 41.9	% 57.4	% 42.6	% 51.5	% 48.5
500人以上	59.0	41.0	51.1	48.9	45.4	54.6
100人以上 500人未満	57.2	42.8	57.0	43.0	52.4	47.6
50人以上 100人未満	59.6	40.4	67.7	32.3	58.3	41.7

第22表 県内民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参 考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	10.3%	10.3%	8.9%	8.9%
30%	31.0%	41.2%	20.9%	29.8%
29%	0.0%	41.2%	0.0%	29.8%
28%	0.0%	41.2%	0.0%	29.8%
27%	0.0%	41.2%	0.0%	29.8%
26%	0.0%	41.2%	0.0%	29.8%
25%	58.8%	100.0%	70.2%	100.0%

3 生 計 費 関 係

平成28年 4 月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食	料	費	……………	食料			
住	居	関	係	費	……………	住居，光熱・水道，家具・家事用品	
被	服	・	履	物	費	……………	被服及び履物
雑	費	I	……………	保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽			
雑	費	II	……………	その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）			

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成28年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（全国）を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算出した平成28年4月の全国の標準生計費を、本県の平均4人値と全国平均4人値との比率で調整して算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 鹿児島市における費目別、世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 31,640	円 34,420	円 43,880	円 53,350	円 62,810
住居関係費	52,770	49,430	45,130	40,820	36,520
被服・履物費	4,510	6,890	8,460	10,040	11,620
雑費 I	50,280	38,500	54,400	70,320	86,230
雑費 II	27,020	47,610	47,580	47,550	47,530
計	166,220	176,850	199,450	222,080	244,710

(注) 標準生計費は、総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.475	0.606	0.736	0.867
住居関係費	1.029	0.940	0.850	0.761
被服・履物費	0.438	0.538	0.638	0.738
雑費 I	0.309	0.437	0.565	0.693
雑費 II	0.478	0.478	0.478	0.477

4 労働経済関係

第24表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査 産業計)	③ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	④ 完全 失業率 (季節 調整値)	⑤ きま つて 支給 する 給与 (調査産業計)			
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	鹿 児 島 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
平成26年度	△ 0.9	0.5	1.11	3.5	290.8	0.3	231.6	△ 0.2
27年度	0.8	1.1	1.23	3.3	289.1	0.5	227.6	△ 1.7
平成27年4月		1.0	1.17	3.4	292.5	0.5	228.3	0.0
5月	△ 0.4	0.9	1.18	3.3	286.8	0.0	223.9	△ 1.4
6月		0.9	1.19	3.4	290.1	0.8	228.2	△ 0.5
7月		1.0	1.21	3.3	289.4	0.6	227.5	1.2
8月	0.4	1.0	1.22	3.4	287.2	0.3	226.7	1.2
9月		1.0	1.23	3.4	288.1	0.4	227.7	1.2
10月		1.2	1.24	3.2	289.8	0.6	229.2	2.0
11月	△ 0.4	1.2	1.26	3.3	289.0	0.5	225.8	0.1
12月		1.3	1.27	3.3	289.3	0.5	230.9	2.6
平成28年1月		1.2	1.28	3.2	286.6	0.2	227.2	1.8
2月	(p)0.5	1.0	1.28	3.3	288.6	1.0	227.6	0.8
3月		1.2	1.30	3.2	292.0	1.3	228.9	1.9
4月		0.8	1.34	3.2	293.8	0.5	229.4	0.5
5月		0.8	1.36	3.2	287.5	0.3	226.2	1.0
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省			

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。
 2 ①は平成17暦年連鎖価格, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成22年基準である。
 3 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑨は農林漁家世帯を除く数値である。
 5 ⑨の平成26年度, 27年度の欄は, それぞれ平成26暦年, 27暦年の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)				⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)		⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
平成26年度	265.4	0.2	215.5	△ 0.9	149.3	151.9	12.8	9.7
27年度	264.0	0.6	211.4	△ 1.9	148.9	148.7	12.8	10.6
平成27年4月	266.5	0.6	212.5	△ 0.1	155.8	153.2	13.4	10.3
5月	262.6	0.3	209.0	△ 1.7	143.0	144.2	12.5	10.2
6月	265.5	0.8	213.1	△ 0.8	153.4	152.8	12.6	9.9
7月	264.5	0.7	214.3	2.0	155.5	152.0	12.7	9.4
8月	262.9	0.3	209.3	0.1	145.4	145.9	12.2	10.3
9月	263.8	0.3	211.8	1.3	147.0	147.9	12.7	10.6
10月	264.3	0.5	213.4	2.1	149.7	149.9	13.0	10.4
11月	263.2	0.6	208.8	△ 0.2	149.6	148.5	13.3	11.1
12月	263.2	0.5	212.4	1.8	147.9	150.7	13.4	12.4
平成28年1月	261.8	0.4	207.6	0.4	140.4	141.8	12.3	11.0
2月	263.6	1.1	211.4	1.1	147.0	146.5	12.6	10.5
3月	266.3	1.2	212.7	1.7	152.5	150.4	13.2	10.7
4月	267.6	0.4	213.0	0.2	153.8	152.3	13.3	11.0
5月	263.0	0.1	210.2	0.6	142.7	143.2	12.2	10.8
資料出所	厚 生 労 働 省							

項目 年度 年月	⑨ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	
	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
平成26年度	318.7	0.0	327.5	△ 3.2	2.9	2.6	2.7
27年度	315.4	△ 1.0	315.8	△ 3.6	0.2	0.7	△ 3.2
平成27年4月	333.1	1.1	325.6	△ 1.7	0.6	1.2	△ 2.1
5月	317.2	8.1	336.1	6.0	0.5	1.1	△ 2.2
6月	293.4	△ 0.9	311.6	5.8	0.4	1.1	△ 2.4
7月	315.5	1.3	320.5	△ 5.5	0.2	1.2	△ 3.2
8月	317.5	3.7	434.8	46.8	0.2	1.0	△ 3.7
9月	299.3	△ 1.4	280.7	△ 9.1	0.0	0.8	△ 4.0
10月	310.4	△ 1.3	289.0	△ 12.7	0.3	0.6	△ 3.8
11月	295.1	△ 3.6	251.2	△ 15.1	0.3	0.8	△ 3.7
12月	340.1	△ 5.0	302.1	△ 14.2	0.2	0.4	△ 3.5
平成28年1月	312.8	△ 2.3	306.9	5.9	0.0	0.1	△ 3.2
2月	298.3	2.4	271.9	△ 2.0	0.3	0.5	△ 3.4
3月	335.5	△ 4.7	294.5	△ 8.6	△ 0.1	0.0	△ 3.8
4月	337.3	1.3	342.8	5.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 4.2
5月	308.0	△ 2.9	293.1	△ 12.8	△ 0.4	△ 0.3	△ 4.3
資料出所	総 務 省						日本銀行

5 人事院の報告及び勧告の概要

給与勧告

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]
[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ
(係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
	勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の存り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援